

「看護系大学の現状と課題」

文部科学省 高等教育局 医学教育課
看護教育専門官 高橋良幸



1. 高等教育改革の動向について

教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）概要 ～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～

令和3年2月9日
第10期中央教育審議会
大学分科会

- デジタルトランスフォーメーションやグローバル化の進展により、世界的規模で激しく社会と価値観が変化している中で、**大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤**となるものである。そして、**大学が知識集約型の価値創造システムの中核**として機能し、**変革の原動力**となることが期待される。
- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申（平成30年11月中央教育審議会）においても、「**学生と教員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っている仕組みが「知識の共通基盤」として社会を支えている**」と述べており、教育と研究を両輪とする大学教育の重要性とともに、さらなる人材育成と持続的なイノベーションの創出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である。

目指すべき方向性

大学内外の人的・物的リソースを様々な組み合わせ、総合的に教育研究機能を最大化し、教育・研究・社会貢献を実行する。

大学における「教育」と「研究」の両輪に関する現状・課題

大学教員の意識

大学教員は、教育者の側面と研究者の側面を併せ持つが、研究志向が強い傾向。

- 教育に比べて**研究への関心が高く**、教育と研究の両立は困難と考える割合が高い。
- 研究面の**ディシプリンに対する意識が高い一方で、社会貢献や異分野交流への意識が必ずしも高いばかりではない。**
- 他分野や事務職員らと協働するといった意識が必ずしも高くない。
- 教員の**管理運営業務に係る負担が大きく**、教育研究活動に専念する時間の確保が難しい。

教育と研究を両輪とするバランス

教育と研究のバランスの捉え方は、学部・大学院・専門職・短大の各課程でも多様。

- 大学、部局、教員それぞれのレベルで、「**教育」と「研究」のバランスは異なるもの。**
- 授業の場において、教員自らが直接的に多くの学生と徹底的に議論を交わすことで、**学生とともに学び、教員自身にとっても新たな気づきや、アイデアを生み出す研究活動の一端を担ってきた。**
- 教育と研究の軸足の置き方が異なる**教員がチームとして教育課程を編成し、両輪とする大学教育が成り立つ。**

大学教員の在り方

教員一人一人が生きていきと熱意をもって教育研究活動に打ち込むことが重要。

- 教員の**流動性やダイバーシティの確保**が依然として課題。
- 研究業績重視、年功序列の安定的な雇用など、**大学のミッションに応じた教員評価は十分とは言えない。**

教育研究機能の活性化

学生の履修科目数が多く、チームによる教育研究活動が十分でない。

- 教員個々の研究主題を重視するあまり、**授業科目数が細分化・過剰。**
- 組織的に教育研究の活性化を図るため、部局内外の**同僚教員との日常的な意見交換やチームティーチングが不可欠。**

大学の組織マネジメント

大学運営における時間マネジメントの意識と管理運営業務の見直しが急務。

- 大学教職員の管理運営業務等に関する負担が増大。
- 管理運営業務の権限をマネジメント層に集約・移譲や、業務そのものの効率化が必要。
- コロナ禍を経験し、**教職協働、事務職員等の役割の重要性を再認識。**

3

「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けた方向性

教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方

教育研究活動では、学生を主役として、教員間の連携、TA・RA制度の活用を通じた活性化など、各場面においてチームとして取り組むことが重要。

- 教育課程の編成において、**組織的に授業を担当する教員間の連携、チーム・ティーチングを実施。**この際、**教員中心に細分化された授業科目の統合等により、教員も学生も一つの科目に注力し、研究分野の異なる教員間、教員と学生が対話する機会を推進し、新しい知を創出。**
- 例えば、学生参加型のFD等の導入・定着、教育評価プロセスに学生が参画するなど**学生中心の教育改革の視点**が重要。一方、**学生は、自ら意欲的・主体的に学び、成長していくことが必要。**
- **TA・RAの処遇改善を前提に、TAの役割強化による直接的な授業支援**などにより、学生の学習の深化や教員の授業負担軽減を図る。RAの活用や技術職員・URAを戦略的に育成・配置。

大学教育のニューノーマルに向けて

コロナ禍の経験を活かした新たな時代の大学教育へ転換。

- 授業科目の精選・統合、反転授業など密度の濃い教育内容・方法に変革し、**学生の学習時間を増加。**
- 一方向の講義スタイルから学生が議論し考える学習スタイルへ変化。
- **新たなハイブリッド型授業による教育方法の確立・定着**に向けた支援。
- ニューノーマルに対応した国際交流の在り方。

教育研究を担う大学教職員の在り方

教員のダイバーシティ、評価の実質化、高度専門職人材の役割の重要性。

- 各大学のミッションに基づき募集段階で求める人材像を明示（**教育重視や研究重視など**）し、**教員組織のダイバーシティを実現。**
- デュアトラック制の活用など、厳正な審査を経て若手・シニア教員を確保。
- 内部質保証の一環として、**教員の業績を適正に把握、定期的な評価を実施し、大学のミッション実現のため結果を活用。**
- 各大学は、教員評価として**研究業績のみならず教育業績、研究指導実績などを評価軸とする。**教員が**自らの研究が学生の教育に活かされているのか自己評価し、**部局長、同僚、学生等の多面的な評価を実施。
- 教育研究活動を支える重要なプレーヤーである高度専門職人材（URA等）の育成、**役割や位置付けの明確化、人事給与体系の見直しなど、真の教職協働を実現。**

大学運営を担う事務職員への期待

事務職員の役割の明確化とマネジメント層への参画推進。

- **事務職員の資質・能力の向上により、大学の教育研究機能の活性化に貢献。**
- 大学経営の観点からも、事務職員が管理運営業務を担う存在であるという考え方への転換が必要。
- 事務職員の果たす役割が多様化し、期待が高まる中、**役割の明確化と名称を含めた見直しにより、大学経営やマネジメント層の中核となる人材として活躍**することを期待。
- 各大学で事務職員の役割や業務の魅力化を高め、戦略的な採用・育成計画を策定し、大学経営人材育成等の研修や教育プログラムを通じて、職員白らの**意識改革と高度化・専門性を向上。**

組織マネジメントの確立・推進

大学のビジョンや将来計画を共有し、組織全体でマネジメントを確立することが重要。時間マネジメントという観点も必要。

- 教員が教育研究活動に専念できるよう、**教員が携わっている管理運営業務の見直し、会議運営・体制や事務作業等の改善・効率化**を図るとともに、大学構成員の職務分担（権限と責任）の明確化など、民間企業等の取組も参考に実施。それによりサバティカル制度の活用なども期待。
- マネジメントの一環として、**教職員の人事評価とともに、学部・研究科などの部局単位での評価を実施。**（内部質保証の確立）
- 組織マネジメントを推進するため、**アカデミア中心から事務職員など多様な構成員によるダイバーシティマネジメントの実現。**
- マネジメントの基盤として**活動全体を横断的・俯瞰的に捉えた「大学運営IR体制」を構築。**様々なマネジメントを組み合わせることが一層重要。

社会の発展

人材育成

社会実装

イノベーション

4

第10期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会について（令和2年7月～）

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要がある**とされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなど**について審議を行う。

検討の視点

- Society 5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
- グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
- 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証
- 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

論点

- ✓ 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について
- ✓ 大学設置基準・設置認可審査の在り方について
- ✓ 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について
- ✓ 情報公開の在り方について
- ✓ 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ✓ 質保証を支える人材の育成について
- ✓ オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について
- ✓ その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点について

質保証システム部会委員一覧

（令和2年10月1日時点※）

- ◎ 吉岡 知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長
- 日比谷潤子 学校法人聖心女子学院常務理事、前国際基督教大学長
- 永田 恭介 筑波大学長
- 浅田 尚紀 奈良県立大学長
- 飯吉 透 京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
- 杉谷祐美子 青山学院大学教育人間科学部教授
- 瀧澤美奈子 科学ジャーナリスト
- 谷本 和子 関西外国語大学短期大学部副学長
- 土屋恵一郎 元明治大学学長、千葉工業大学特任教授
- 長谷川知子 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事・SDGs 本部長
- 濱中 淳子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
- 古沢由紀子 読売新聞東京本社編集委員
- 宮内 孝久 神田外語大学長
- 大森 昭生 共愛学園前橋国際大学長
- 小林 浩 リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
- 林 隆之 政策研究大学院大学教授
- 前田 早苗 千葉大学国際教養学部教授
- 吉見 俊哉 東京大学大学院情報学環教授

◎：部会長、○：副部会長

（これまでの状況）

- ・関係団体等からのヒアリングを実施するとともに、質保証システムの全体像の中で、質を保証するための基準や観点、仕組み等について審議。

※第10期中央教育審議会委員の任期は令和3年2月14日まで。質保証システム部会は第11期に継続して審議予定。

5

第10期 大学分科会質保証システム部会の審議経過

第1回 令和2年7月3日

- 部会長の選任等について
- 質保証システム部会の運営について
- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第2回 令和2年7月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第3回 令和2年8月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・一般社団法人国立大学協会
山崎 光悦副会長（金沢大学 学長）
- ・一般社団法人公立大学協会
清水 一彦副会長・第2委員会委員長
（山梨県立大学 理事長・学長）
- ・一般社団法人日本私立大学連盟
田中 優子常務理事（法政大学 総長）
- ・日本私立大学協会
佐藤 東洋士会長（桜美林大学 理事長・総長）
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
長谷川 壽一理事

第4回 令和2年9月28日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・全国公立短期大学協会 村井 美代子副会長
（三重短期大学 学長）
- ・日本私立短期大学協会 川並 弘純常任理事
（聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長）

第5回 令和2年11月25日

- （テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 質保証の国際通用性について有識者ヒアリング
米澤 彰純 東北大学国際戦略室副室長・教授
林 隆之 委員（政策研究大学院大学教授）

第6回 令和2年12月23日

- （テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
森 利枝 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
浅野 茂 山形大学学術研究院教授
大森 昭生 委員（共愛学園前橋国際大学学長）

- 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング
高橋 陽一 公益財団法人私立大学通信教育協会理事長
岩永 雅也 放送大学学園副学長

第7回 令和3年1月25日

- （テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング
小林 雅之 桜美林大学総合研究機構教授

- 大学における質保証の取組について有識者ヒアリング
近田 政博 神戸大学大学教育推進機構教授
山中 明生 公立千歳科学技術大学理工学部長・教授
土屋 恵一郎 委員（千葉工業大学特任教授、元明治大学学長）

6

質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 国が制度として保証すべき「質」の範囲は。
- 現行の質保証システム全体を見渡した上で、高等教育の質保証として、着目しなければならない観点は。
- 学修成果による質保証を実現するためにどのような方策が考えられるか。
- 社会との対話を通じて大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促すための質保証システムの在り方をどう考えるか。
- 実効的かつ効率的な質保証システムを構築するための、事前チェックと事後チェックのバランスや考えられる仕組みはどのようなものか。

大学設置基準・設置認可審査の在り方について

- 時代に即した設置基準とするために見直すべき観点は。例えば、施設・校地校舎の在り方や、科目当たり単位数や履修科目数など教育課程の在り方、専任教員の在り方等についてどのように考えるか。その際、設置審査や認証評価、自己評価・内部質保証、情報公表等の質保証システム全体との整合性をどのように考えるか。
- 質保証システム全体を見渡した上で、設置認可審査の役割と見るべき観点はどのようなものか。

認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について

- 「有効に機能している内部質保証」についてどう考えるか。またそれを認証評価において確認するためには、どのような工夫が必要か。
- 内部質保証において学修成果を保証するために考えられる仕組みは。また認証評価においてどのように確認することが可能か。
- 評価結果の内容に応じた受審の弾力化・効率化を含むインセンティブについてどのように考えるか。
- 認証評価において「不適合となった場合の事後措置について、どのようなことが考えられるか。
- 一般社会からも分かりやすい認証評価とするためにどのような工夫が考えられるか。
- 認証評価機関の質保証をどのように考えるか。

情報公開の在り方について

- 大学ポートレートの現状や役割についてどのように考えるか。
- 公表すべき情報の項目や、一覧化についてどのように考えるか。

大学等の質保証に資する定員管理の在り方について

- 設置基準や同基準に基づく設置認可審査、認証評価における定員管理のほか、国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金、設置認可に係る定員管理に関し、今日的な役割・目的についてどのように考えるか。
- 定員管理について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へ見直すことについてどのように考えるか。その際、学部等専門分野別の教員数確保や学生の学修環境確保の観点についてどのように考えるか。

質保証を支える人材の育成について

- 大学の質保証を担う職員の育成や位置づけについてどのようなことが考えられるか。

オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について

- オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴って見直すべき設置基準上や認証評価上の観点は。

その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点

- 学位の分野の名称についてどのように考えるか。

7

第11期中央教育審議会大学分科会について（令和3年4月～）

所掌事務

- 一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を処理すること。
- 三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

＜中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）抜粋＞

第11期大学分科会における主な検討事項

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」のフォローアップ
- 「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）」を踏まえたニューノーマルにおける大学教育と教職員の在り方
- 魅力ある地方大学の在り方 等

＜第11期における部会等＞

1. 質保証システム部会

（主な検討事項）

- ・ 設置基準、設置認可審査、認証評価制度、情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直し
- ・ ニューノーマルにおける大学教育の質保証の在り方

2. 大学院部会

（主な検討事項）

- ・ 第10期大学院部会の審議を踏まえた省令改正の検討
- ・ ウィズコロナ、ポストコロナ社会も見据えた大学院における教育研究の在り方
- ・ 博士課程修了者のキャリアパスの拡大

3. 法科大学院等特別委員会

（主な検討事項）

- ・ 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた法学未修者教育の充実に係る更なる検討
- ・ 法学部と法科大学院が連携して行う新たな5年一貫教育制度の着実な実施に向けた検討

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

（主な検討事項）

- ・ 申請のあった評価機関の認証に係る調査審議

第11期大学分科会委員

（委員）10名

- | | |
|--------|--|
| 越智光夫 | 広島大学長 |
| 熊平美香 | 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事 |
| 後藤景子 | 奈良工業高等専門学校校長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事 |
| ◎永田恭介 | 筑波大学長 |
| 日比谷潤子 | 学校法人聖心女子学院常務理事 |
| 湊長博 | 京都大学総長 |
| 村岡嗣政 | 山口県知事 |
| ○村田治 | 関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長 |
| 吉岡知哉 | 独立行政法人日本学生支援機構理事長 |
| ○渡邊光一郎 | 第一生命ホールディングス株式会社取締役会長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長 |

（臨時委員）20名

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 相原道子 | 横浜市立大学学長 |
| 麻生隆史 | 学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長 |
| 安部恵美子 | 長崎短期大学学長 |
| 大野英男 | 東北大学総長 |
| 大森昭生 | 共愛学園前橋国際大学学長 |
| 川嶋太津夫 | 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授 |
| 小林弘祐 | 学校法人北里研究所理事長 |
| 小林雅之 | 桜美林大学国際学術研究科教授 |
| 清水一彦 | 山梨大学理事・副学長 |
| 須賀晃一 | 早稲田大学副総長 |
| 清家篤 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| 高倉明 | 全日本自動車産業労働組合総連合会会長、日本労働組合総連合会副会長 |
| 高宮いつみ | 近畿大学副学長・文芸学部教授 |
| 千葉茂 | 学校法人片柳学園理事長 |
| 嘩道佳明 | 上智大学長 |
| 長谷川真理子 | 総合研究大学院大学学長 |
| 古沢由紀子 | 読売新聞東京本社編集委員 |
| 益戸正樹 | UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役 |
| 松下佳代 | 京都大学高等教育研究開発推進センター教授 |
| 吉見俊哉 | 東京大学大学院情報学環教授 |

計30名（令和3年4月28日現在）

◎分科会長 ○副分科会長（五十音順・敬称略）

8

教育再生実行会議 第十二次提言概要 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

ニューノーマルにおける 教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
- デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）の活用
【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

（1）ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

- ①一人一台端末の本格運用に係る環境整備**
 - 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
 - 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示
- ②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進**
 - 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
 - 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開
- ③学びの継続・保障のための方策**
 - 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
 - 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
 - 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化
- ④学びの多様化等**
 - 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
 - 大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

（2）新たな学びに対応した指導体制等の整備

- ①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備**
 - 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
 - 新たな学校施設の在り方（令和の学校施設スタンダード）の明確化
- ②教師の質の向上、多様な人材の活用等**
 - 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
 - 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

（1）ニューノーマルにおける高等教育の姿

- ①遠隔・オンライン教育の推進**
 - ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
 - 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し
- ②教学の改善等を通じた質の保証（「出口における質保証」）**
 - 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開
- ③学びの複線化・多様化**
 - 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
 - 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実
- ④デジタル化への対応**
 - 学修履歴明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善
 - さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

（2）グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

- ①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成**
 - 国際連携教育課程（JD）の一層の普及促進
 - 高校段階からの海外留学促進、「トビタテ！留学JAPAN」の後継事業の実施
- ②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮**
 - 国際バカロレア（IB）などの成績を用いた特別入試の実施
 - 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討
- ③学修暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方**
 - 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

9

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

（1）大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

【今後の望ましい在り方】

- 全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施（例：ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理）
- 産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信（例：秋採用・最終学年6月以降の通年採用）
- これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論

※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要

（2）子どもの育ちを社会全体で支えるための取組

- ①子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組**
 - 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援
 - 図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用
- ②新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等**
 - 教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進
 - 年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介

4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とための基盤整備～

- 様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施
- 学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）を多様な場面で活用
- 国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革

データによる政策立案

- 教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理
- データの紐づけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用の検討

教育データ基盤の整備

- ユニバーサルIDや認証基盤の検討（マイナンバー制度の活用を含む）
※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討
- 安定的なデータ流通の検討

調査・分析・研究体制

- 調査やEBPMを統括する体制や人員の強化
- 文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築
- 公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討
- 教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援

今後に向けて

- 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要
- 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策、③対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要

10

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント） 令和2年10月30日公表

（※）ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

● **【地域連携プラットフォームの必要性と意義】**

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。

➢ IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。

➢ このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な**関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。

大学等にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決や域内への若者の定着促進**、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続

産業界にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成や共同研究による活性化**、魅力的な雇用の維持・増加

地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等

地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

（※）ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項（例）

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

地域社会の維持・活性化

（参考）文部科学省ホームページ「地域連携プラットフォームの構築」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html

11

大学等連携推進法人について

（令和3年2月26日公布・施行）

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

※ 本制度の詳細は令和3年2月26日付文部科学省高等教育局長通知を参照。また、申請等に当たっては「大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き」を参照。

（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

理事会
（理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人）
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

社員総会
法人に関する重要事項の決議

意見・業務の実施状況

大学等連携推進評議会

※評議会の設置は任意
※学識経験者、産業界等で構成

①申請
②認定

文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める

大学等連携推進方針

- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

大学等連携推進業務（例）

- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ 等

「社員」として参画

参加法人（大学を設置する者）

（例）国立大学法人
国立大学

（例）公立大学法人
公立大学

（例）学校法人
私立大学

※学制的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能

「社員」として参画

・研究開発法人
・高等専門学校
・関係自治体 等

12

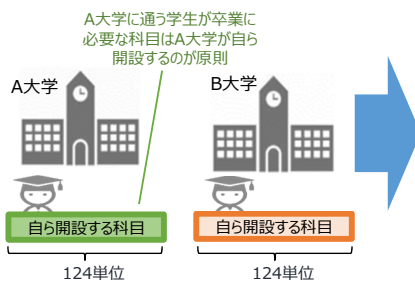
大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

概要

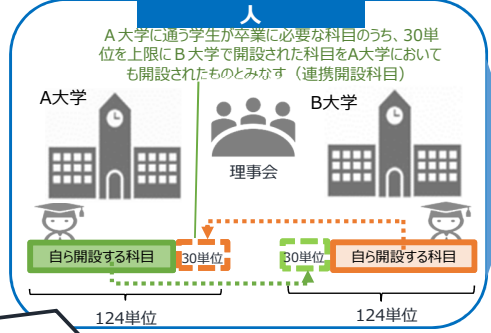
- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、……教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**」とされている（**自ら開設の原則**）。
- 質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

＜連携開設科目のイメージ※学士課程の場合＞



大学等連携推進法



＜得られる成果＞

- ①各大学の強みや特色を生かして、
・充実した教育プログラムの提供
・弱点分野の相互補完
・**地域が求める人材等を連携して育成**
- ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
・**きめ細かな指導や少人数教育の実施**
⇒例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。**

質保証の要件

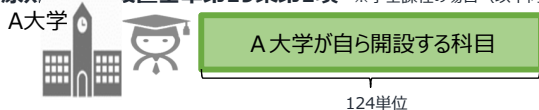
- ✓ 大学等連携推進法人が**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出**
- ✓ 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け** 等

13

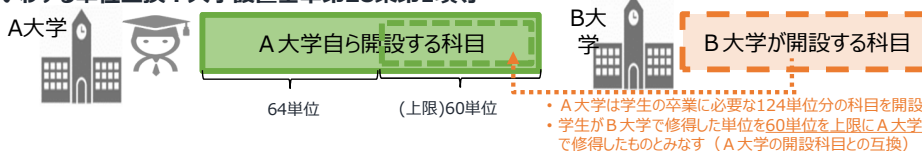
大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



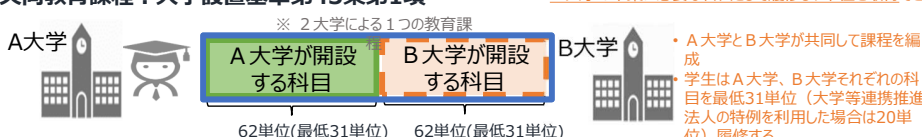
②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に能 決定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に能 決定することが望まれる	大学間で設置設置者は設置 者間で任意に基準上設ける 必要	設置者は設置 者間で任意に基準上設ける 必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に能 決定することが望まれる	大学間で設置設置者は設置 者間で任意に基準上設ける 必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進 法人制度の特例を 利用する場合は策 定が必要

14

閣議決定文書における地方大学関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

魅力ある学びの場と地域産業を地方に創り、若者の地方定着を推進するため、理工系の女性を含むSTEAM人材の育成等に必要な、地方国立大学を含めた定員増や地域雇用向けの地元枠の設定、若手・実務家教員の別枠定員での登用、大学間のオンライン教育での連携等、魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第2章 政策の方向

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

（2）地方への移住・定着の推進

① 地方大学の産学連携強化と体制充実

地方大学には、地域「ならでは」の人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出、社会実装に取り組む地方大学の機能強化を図ることが重要である。また、若者を惹きつけるような魅力的な地方大学を実現するためには、このような地方大学の特色を活かした優れた取組を重点的に支援することが重要である。

このため、地域の課題やニーズに適切かつ迅速に対応できる魅力的な地方大学の実現に向け、地方公共団体や産業界を巻き込んだ検討を行い、地方においても今後更にニーズが高まるSTEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員の増員やオンライン教育を活用した国内外の大学との連携等を盛り込んだ、魅力的な地方大学の実現とともに魅力的な雇用の創出・拡大のための改革パッケージを早急に取りまとめる。また、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する等、若者をはじめ地域の様々なステークホルダーにとって魅力的な地方大学を目指す。

第3章 各分野の政策の推進

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとへの流れをつくる

（1）地方への移住・定着の推進

③ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

(a) 特色ある地方創生のための地方大学の振興

・地方大学において、地域の特性やニーズを踏まえた人材を育成し、地域に着実に定着させるとともに、イノベーションの創出や社会実装により地方における新たな産業や雇用の創出を更に推進するため、STEAM人材の育成や分野融合の教育研究推進とその成果の社会実装等を強化する地方国立大学の定員の増員を含め、今後の地方大学の望ましい在り方を実現するための大胆な改革に向けた検討を速やかに行う。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版） （令和2年12月21日閣議決定）

本論 第2期における地方創生

第2章 第2期における施策の方向性

2-1 地方への移住・定着の推進

（2）修学・就業による若者の地方への流れの推進

① 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興

近年、地方大学の定員充足率が高まる傾向にある中で、地方大学等への進学、地方企業への就職という流れを更に促進し、地方への若者の定着を図るためには、魅力ある学びの場をつくとともに、地域の中核の産業の振興と、これを担う実践的な専門人材の育成を推進することが重要である。また、地方において今後進むデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）をリードする人材の育成など、地方大学に期待される役割も社会の変化とともに大きく変わりつつある。

このため、「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ」を踏まえ、地方大学における地方公共団体や産業界のニーズに応じた特色ある取組や、そういった特色を打ち出していくための組織改革を促すための具体的方策とともに、地方国立大学の特例的な定員増の要件や対象大学の選定方法等についても早急に検討し、地方大学改革を着実に進める。

付属文書 政策パッケージ

2-1 地方への移住・定着の推進

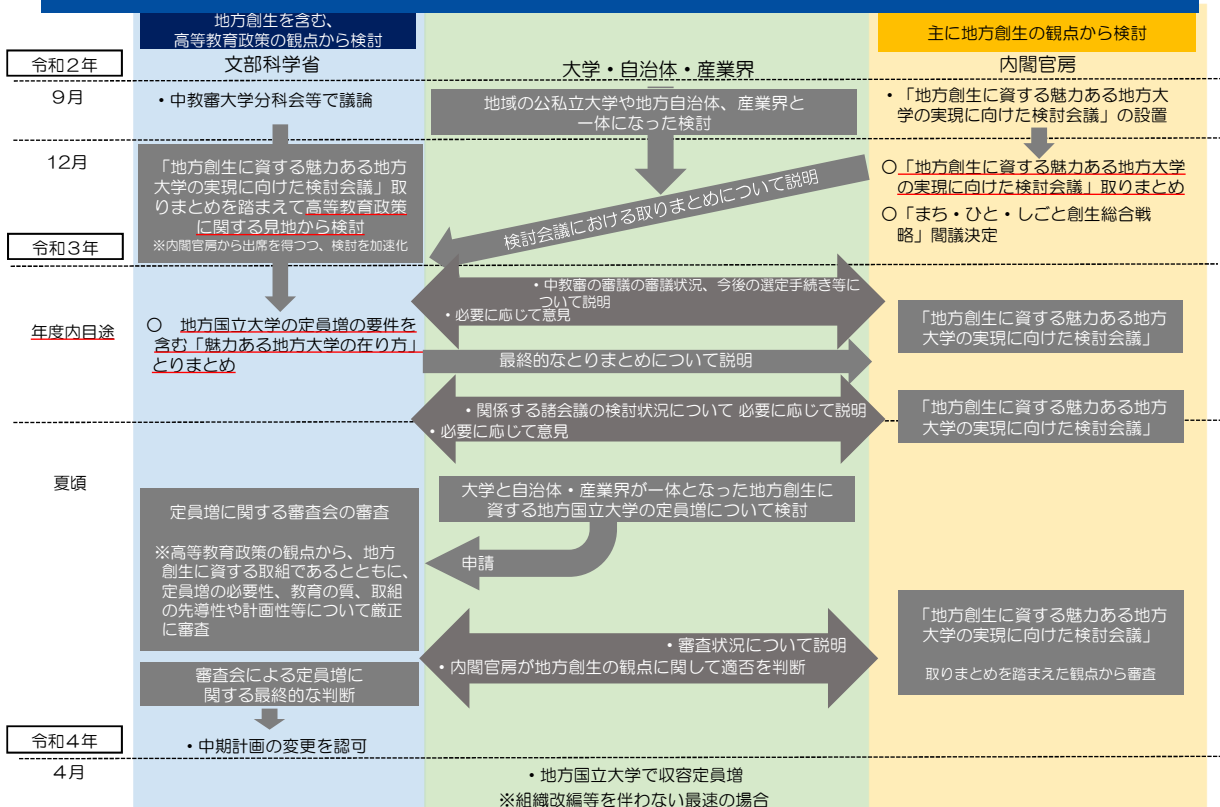
（2）修学・就業による若者の地方への流れの推進

① 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興

！ 特色ある地方創生のための地方大学の振興

(a) 「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ」を踏まえた検討及び具体的な対応を着実に進める。特に、最短期間で令和4年度から地方国立大学の定員増を特例的に認めるにあたり、特例に相応しい特別な運用を早急に実現する。

地方国立大学の定員増に関する今後の流れ



地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ【ポイント版】

令和2年12月22日地方創生に資する地方大学の実現に向けた検討会議

地方創生に資する地方大学が目指すべき方向性と国における対応について、本年9月から12月にかけて検討会議を計7回実施し、以下のとおり取りまとめを行った。※本取りまとめにおいて、「地方大学」とは、東京圏以外に所在し、地方創生への貢献をそのミッションとする大学を指す。

1. はじめに

○18歳人口の減少・グローバル化やSociety5.0時代の到来・地方大学の厳しい現状を踏まえ、

- ・大学の存続は地域全体の課題。首長や関係者のアクションが必要
- ・地方創生に資する地方大学のモデルを早急に創出し、他に波及すべく、本当に変わろうとする大学・大学の中で特区的に改革を進める主体を見出し、改革を進めるための支援を実施

2. 地方創生に資する地方大学が目指すべき方向性

○コロナ禍による急激なDX化をチャンスに、知的・人的リソースを地域経済活性化につなげる地方大学の実現のため、以下の方向を目指す

- ①ニーズオリエンテッドな大学改革を目指すべき
 - ・人材ニーズ等を踏まえ、他大学との差別化により「選ばれる大学」を目指す
- ②地域でのプレゼンスを存分に発揮すべき
 - ・大学の持つ知的・人的リソースにより、地域産業の第二創発的なイノベーションや新産業の創出につなげるほか、産学連携により質の高い人材育成を行う。また、民間や国公私を超えた大学間の連携・協働を行う
- ③大学改革を実現するため、ガバナンス改革に取り組むべき
 - ・トップの覚悟とそれを学内に浸透させる工夫を行う。民間人材を積極的に登用する。学部・学科間の横並び意識に基づく「悪平等」を排するほか、「教員ガバナンス」によった学長選考プロセスを早急に見直す

3. 地方公共団体や産業界等への期待

○大学の力を活用しつつ、地方公共団体・産業界・金融機関等との連携により、地域が持つ潜在力を発揮し、多様なイノベーションを期待

- ・首長のリーダーシップにより地域の高等教育の将来像をデザインし、ステークホルダーで共有し、ビジョンの実現に向けた動きを具体化する
- ・地域金融機関のサポートも受け、産学官が意見を交わす機会を恒常的に確保する

4. 国における今後の対応

- 国は、以下について早急に検討・具体的に対応すべき
- 本検討会議を存続し、適宜文部科学省と意見交換することで、同省における議論と有機的に連動し、先導的影響力を行使することを期待

④地方大学の本質的な改革を促すために

- ・「自ら開設」の原則をはじめ、DX等を踏まえた制度・運用を模索する
- ・地方国立大学に対し地域への貢献を新たなミッションとして明示するとともに、運営費交付金を追加配分する等の環境整備の検討を行う
- ・補助金予算の一部の運営費交付金への移管や、大学の自由裁量で活用できる補助金枠の創設等、運営費交付金の根本的な部分の見直しも含めて検討を行う
- ⑤地方国立大学における特例的な定員増を価値あるものとするために
 - ・文部科学省と本検討会議で合意されたプロセスに基づき審査・選定を行った上で、極めて限定的で、特例的に行う必要性が認められる場合に、地方国立大学の定員増を認める
 - ・文部科学省は定員増を伴う改革については、従来の運営費交付金とは切り分けて、研究・教育に必要となる経常的な支援を行うべきである
 - ・文部科学省は、大学に対し定員増に関わるミッションや5年程度の目標を設定させ、中長期的に大きな裁量権を与え、結果責任を問うような、包括的かつ結果管理型の契約的な考え方を取り入れるべきである
 - ・改革を行う組織に対して国からの支援も大学本体とは切り離し経営的に独立させること等、効果的な支援の在り方について検討を行う

5. おわりに

- 地方を支える知の拠点として公立・私立大学は重要な役割を果たしており、今後さらなる飛躍が期待される
- 国立・公立・私立を問わず地方大学が、地方創生に資する大学を目指しトランスフォーメーションを進め、さらに魅力的に発展していくために本取りまとめを役立てていただくことを期待する

17

魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について

令和3年2月 中央教育審議会大学分科会

- 本気で地方創生に取り組む地方国立大学の、大学改革を先導するような具体的取組については、原則として学部の定員増が認められていない。国立大学に、極めて限定的かつ特例的に定員増を認めることも、地方大学の振興方策の一つとなり得る。
- その際、従来運用上認められてこなかった定員増を提案する上で、各大学が留意しなければならない事項について、中央教育審議会としての考え方を整理。

①地方創生に資する取組であること

- ・学長の強力なリーダーシップの下、各大学の強みを生かし、若者の地元定着につながるなど、他の大学の模範となる意義のある、地方創生に資する取組であること。
- その際、地域の地方公共団体（首長）・産業界等がそれぞれ主体的に地方創生の必要性や取組の重要性を認識の上、国立大学のリソースを十分に活用するような取組であること。（例 地元定着のための地域独自の奨学制度、地域の特長を生かした産業創出等）

②地域における緊密な連携が図られた取組であること

- ・地域連携プラットフォームを通じた地域構想の策定や、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携、地元企業と連携したインターンシップの実施等、地域の他の公私立大学をはじめとする高等教育機関や、地方公共団体、産業界等と緊密な連携がなされた取組であること。

③地域における雇用創出・産業創出やリカレント教育の推進に資する取組であること

- ・地域連携プラットフォーム等の地方公共団体、地元産業界等との連携組織を設け、地域の特性やニーズを踏まえた、イノベーションの創出や社会実装に本気で取り組むことで、地域の産業創出や若者の雇用創出に貢献する取組であること。
- ・地域の社会人や女性を対象として、リカレント教育を通じたキャリアアップ・キャリアチェンジ支援等、地域ニーズを踏まえた人材育成に資する取組であること。
- ・上記について、学部、大学院を通じた教育研究の質の向上、外部資金の獲得や外部人材の登用を含む人事制度上の工夫等について計画性・透明性を持った取組が担保されていること。

④中長期的なKPIが設定された取組であること

- ・ステークホルダーへの説明や結果責任へのコミットの観点から、中長期的なKPIの設定を求める。

⑤その他

- ・ポストコロナのDX 社会における人材育成については、地域に定着しながら都市部にある企業で働くことが可能になるなど、地方創生に資する新たな働き方が生じつつあることを考慮すること。

（今後に向けて）

- ✓ 魅力ある地方大学づくりは国立大学のみで成立するわけではない。公私立大学を含め、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして、地域における高等教育の在り方を再構築していくことが求められており、中央教育審議会大学分科会においては、引き続き、魅力ある地方大学づくりをテーマとして議論を継続し、魅力ある地方大学を実現するための様々な支援方策等について議論を深めていく予定。
- ✓ その際、魅力ある地方大学の実現と各大学における質保証の取組は表裏一体のものであり、各地域において必要とされる大学とはどのようなものであるのかについて、引き続き議論。

18

魅力ある地方大学の実現に資する国立大学の定員増の提案に当たっての留意点について

(令和3年4月28日国立大学法人支援課)

今回の国立大学における特例的な定員増は、地方公共団体、地元産業界、他の公私立大学をはじめとする高等教育機関等を巻き込み、地域のニーズを的確に捉えつつ、自由度のある取組を通じ、地方創生に資する地方大学の実現のため限定的に実施する。

地域の現状・課題・将来予測についての詳細な分析がなされていること

- 地域の現状・課題・将来予測について、定量的なエビデンスに基づいた詳細な分析がなされていること

地域における雇用創出・産業創出に資する取組であること

- 地域連携プラットフォーム等の地方公共団体、地元産業界等との連携組織を設け、地域の特性やニーズを踏まえた、イノベーションの創出や社会実装に取り組むことで、地域の産業創出や若者の雇用創出に貢献する取組であること

地域連携における緊密な連携が図られた取組であること

- 地域連携プラットフォームを通じた地域構想の策定や、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携、地元企業と連携したインターンシップの実施等、地域の他の公私立大学をはじめとする高等教育機関や、地方公共団体、産業界等と緊密な連携がなされた取組であること

学長のリーダーシップの下での先導的な取組であること

- 学長の強力なリーダーシップの下、各大学の強みを生かし、若者の定着につながるなど、組織一丸となった他の大学の模範となる意義のある、地方創生に資する取組であること
- その際、地元の地方公共団体(首長)・産業界等がそれぞれ主体的に地方創生の必要性や取組の重要性を認識の上、国立大学のリソースを十分に活用するような取組であること
- 取組構想の実施に係る学内のマネジメント方針が明確であり、全学的な資源再配分等も含めた大学全体における経営やガバナンス体制が構築されていること。また、これまでの学長や地方公共団体(首長)の大学改革や支援の実績があり、成果が挙げられていること

計画性・透明性のある資金計画、人事制度上の工夫がなされている取組であること

- 外部資金の獲得や外部人材の登用を含む人事制度上の工夫等について計画性・透明性を持った取組が担保されているとともに、取組状況が検証可能であること

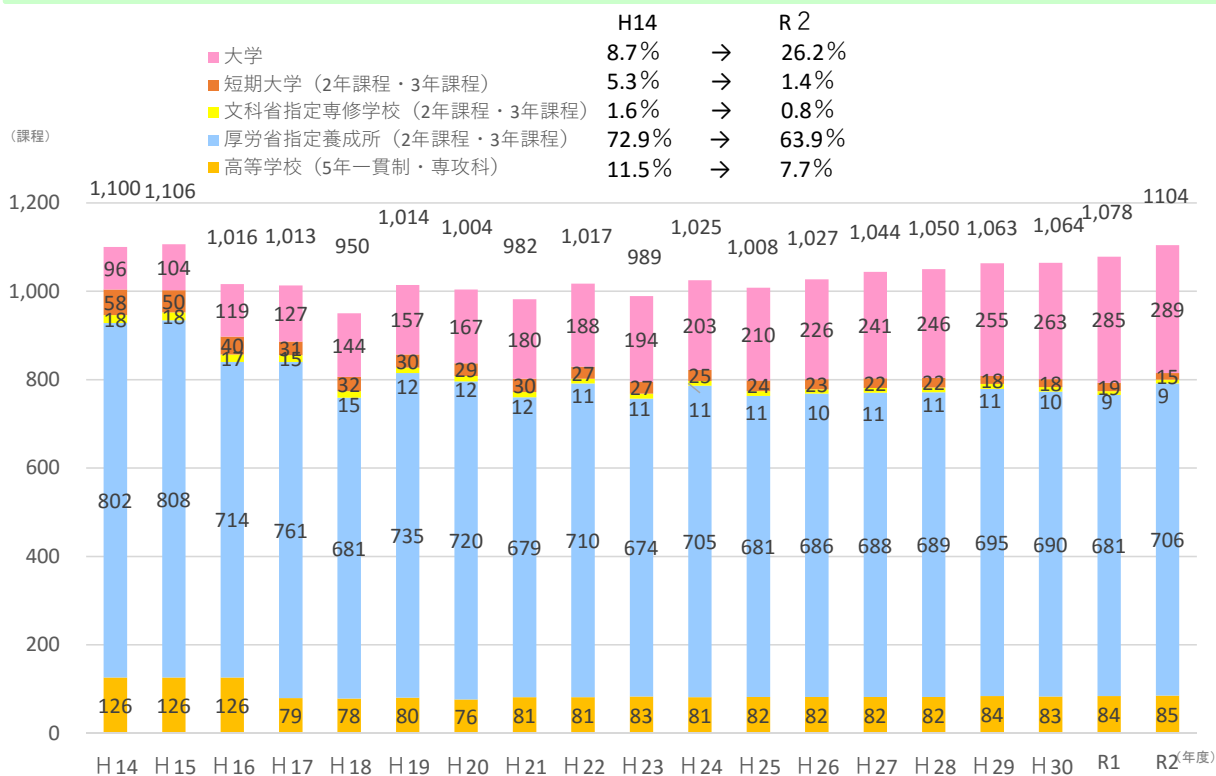
中長期的なKPIが設定された取組であること

- ステークホルダーへの説明や結果責任へのコミットの観点から、アウトカムを意識した中長期的なKPIが設定されているとともに、KPIの内容は、上記の留意点に対するアウトカムの観点が踏まえられたものであること

19

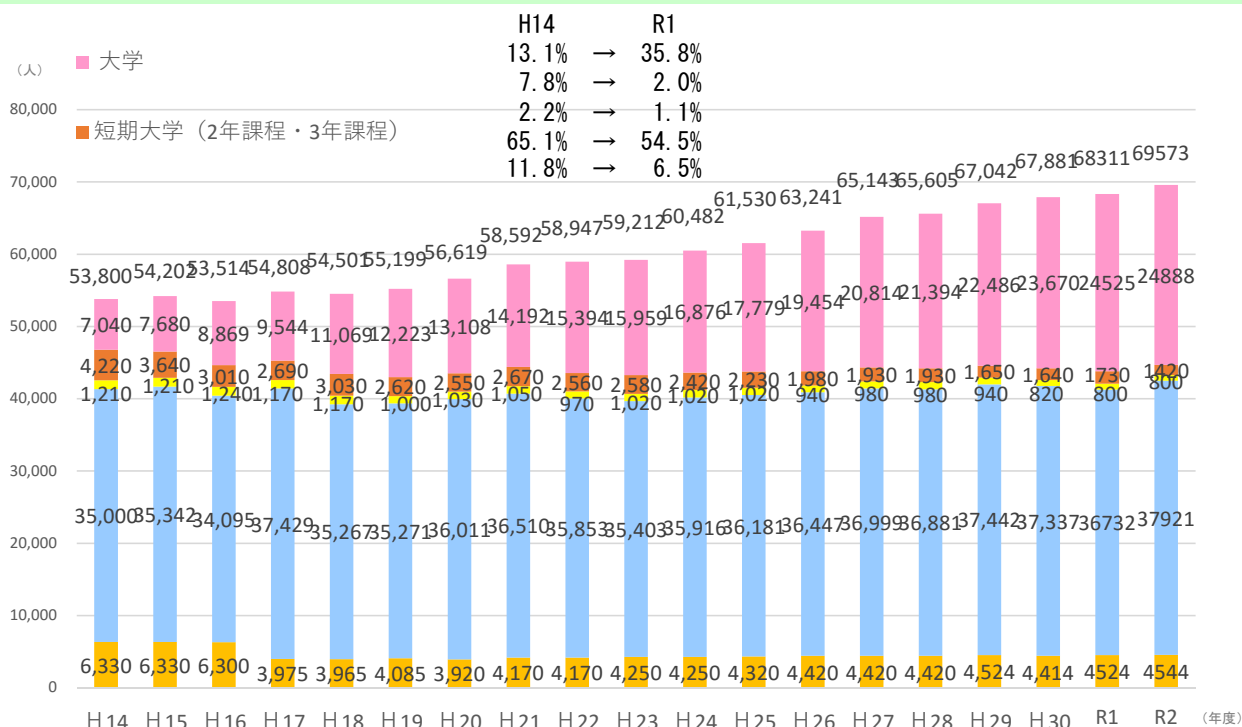
2. 看護系大学に係る基礎データ

看護師学校・養成所の養請課程数の推移（令和2年5月現在）



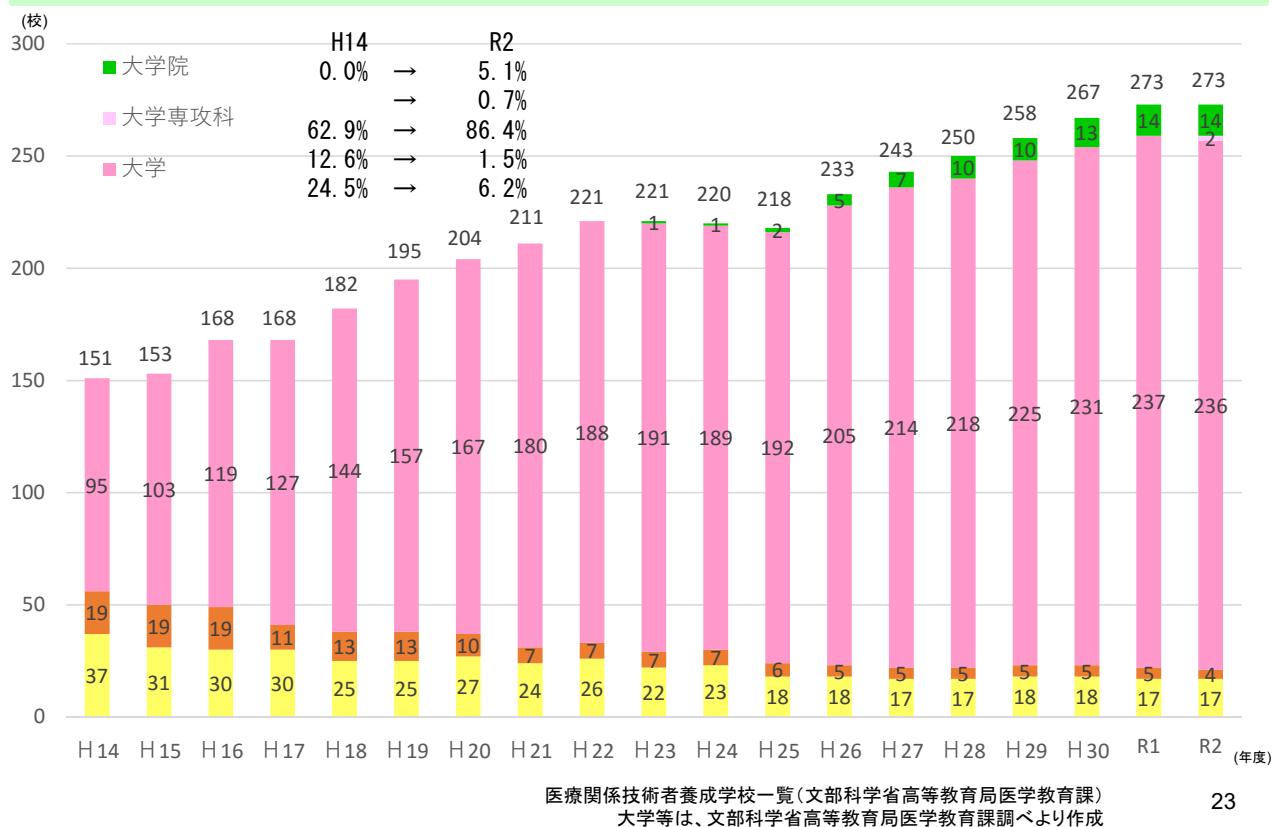
* 医療関係技術者養成学校一覧(文部科学省高等教育局医学教育課)より作成 21

看護師学校・養成所の入学定員の推移（令和2年5月現在）



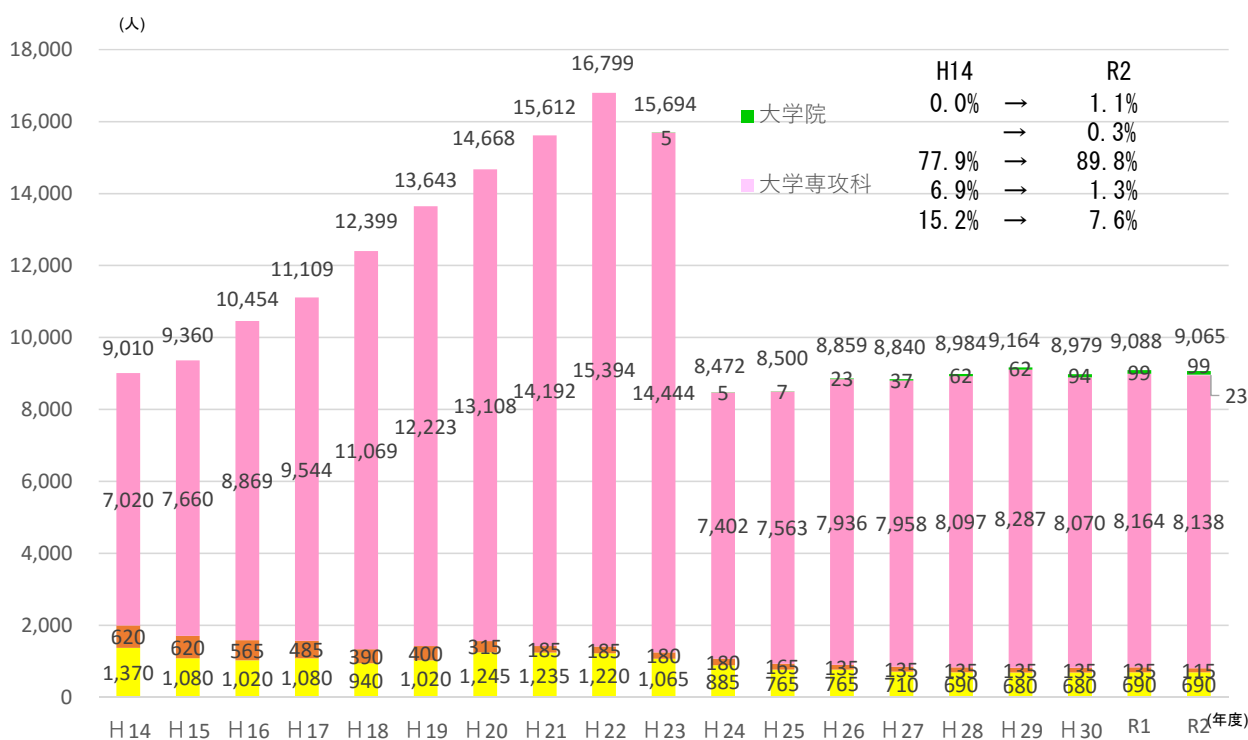
* 医療関係技術者養成学校一覧(文部科学省高等教育局医学教育課)より作成

保健師学校・養成所数の推移（令和元2年5月現在）



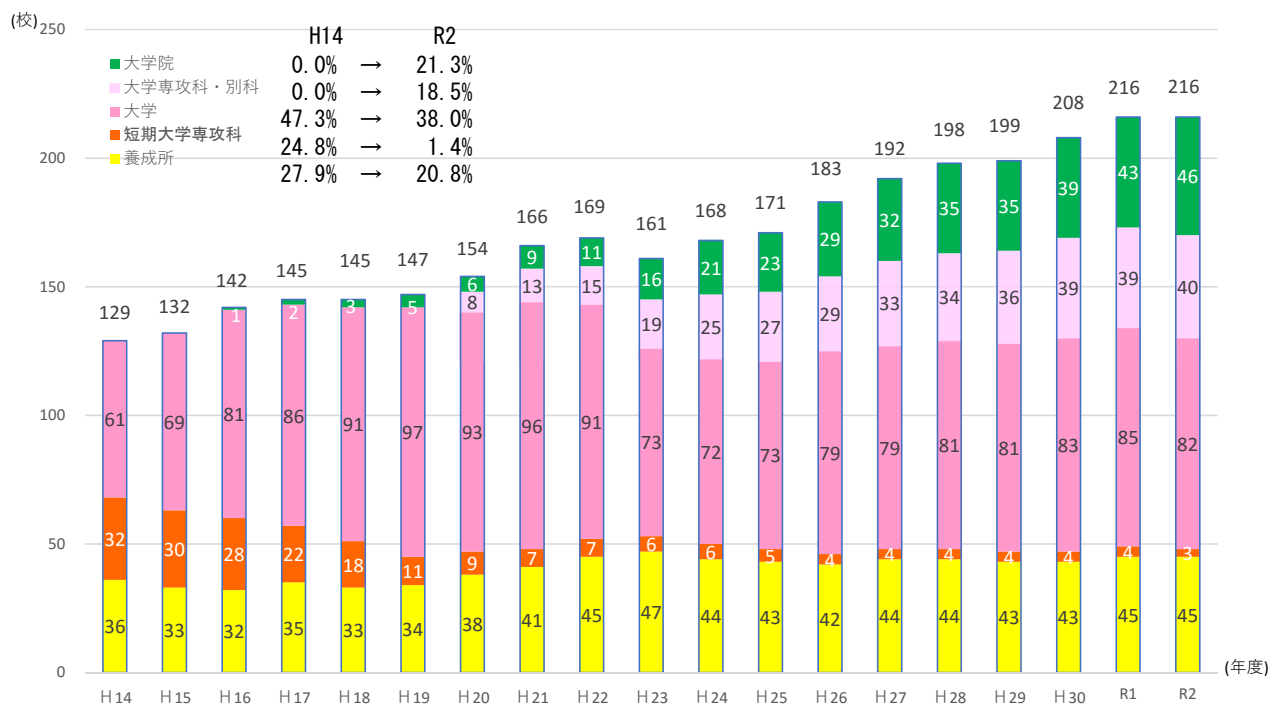
23

保健師学校・養成所における養成可能人数の推移（令和2年5月現在）



24

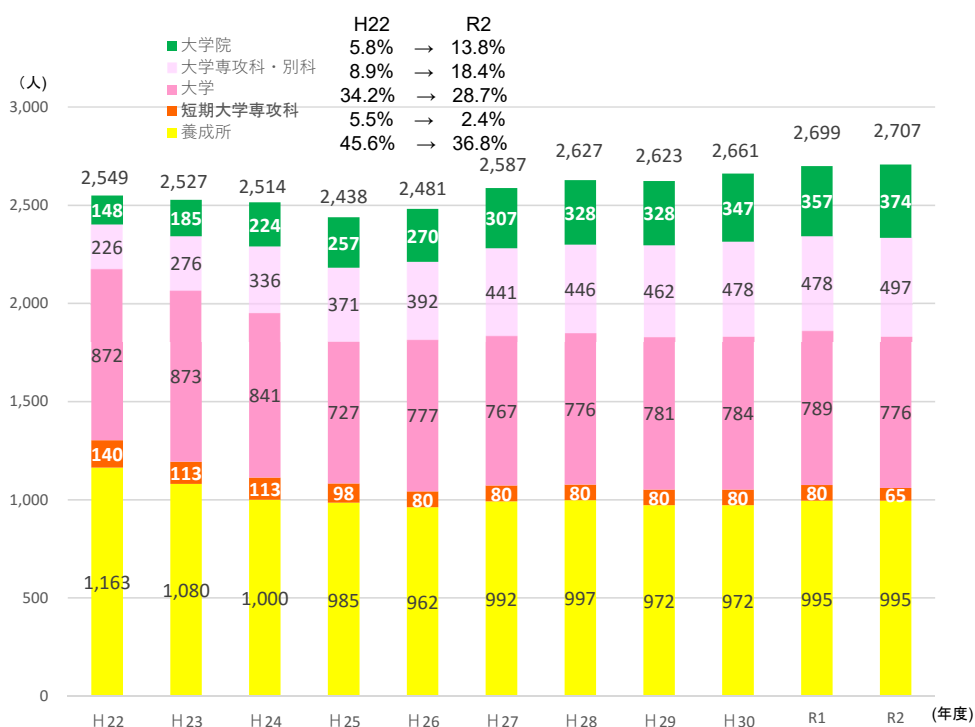
助産師学校・養成所数の推移（令和2年5月現在）



養成所は①②より、大学等は②より作成
①医療関係技術者養成学校一覧 ②文部科学省高等教育局医学教育課調べ

25

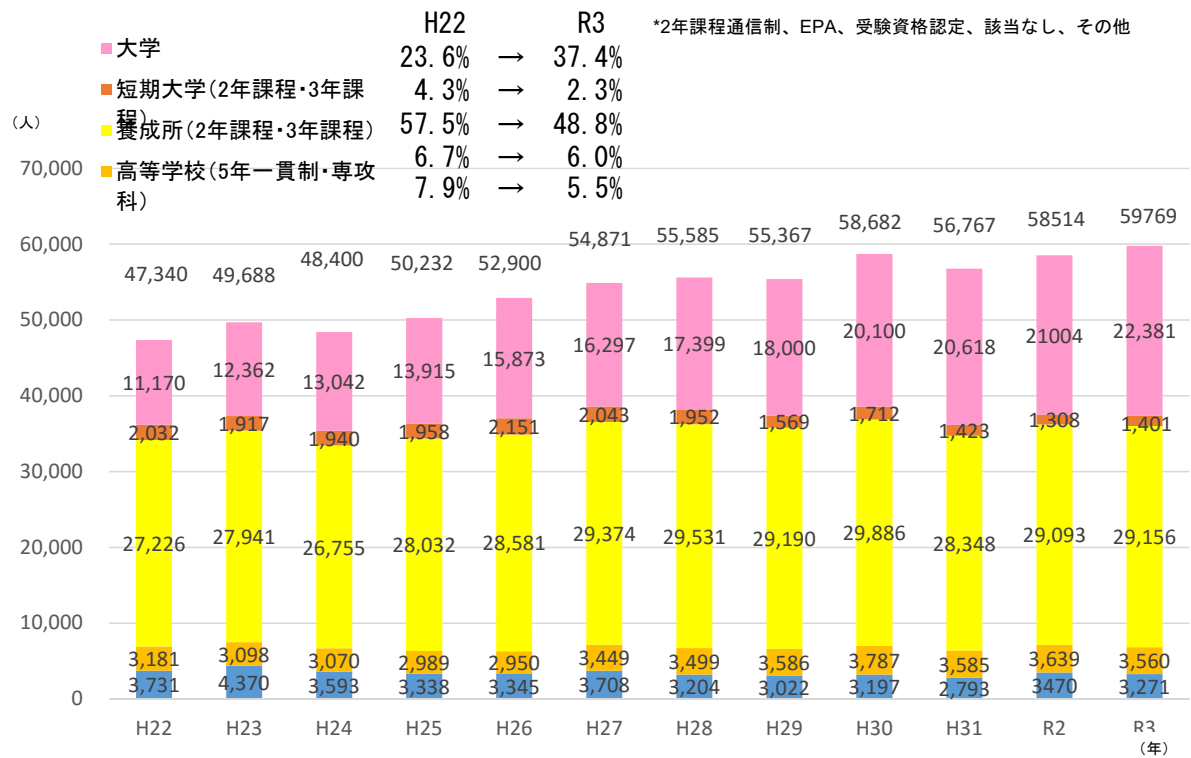
助産師学校・養成所における養成可能人数の推移（令和2年5月現在）



養成所は①②より、大学等は②より作成
①医療関係技術者養成学校一覧(文部科学省高等教育局医学教育課) ②文部科学省高等教育局医学教育課調べ

26

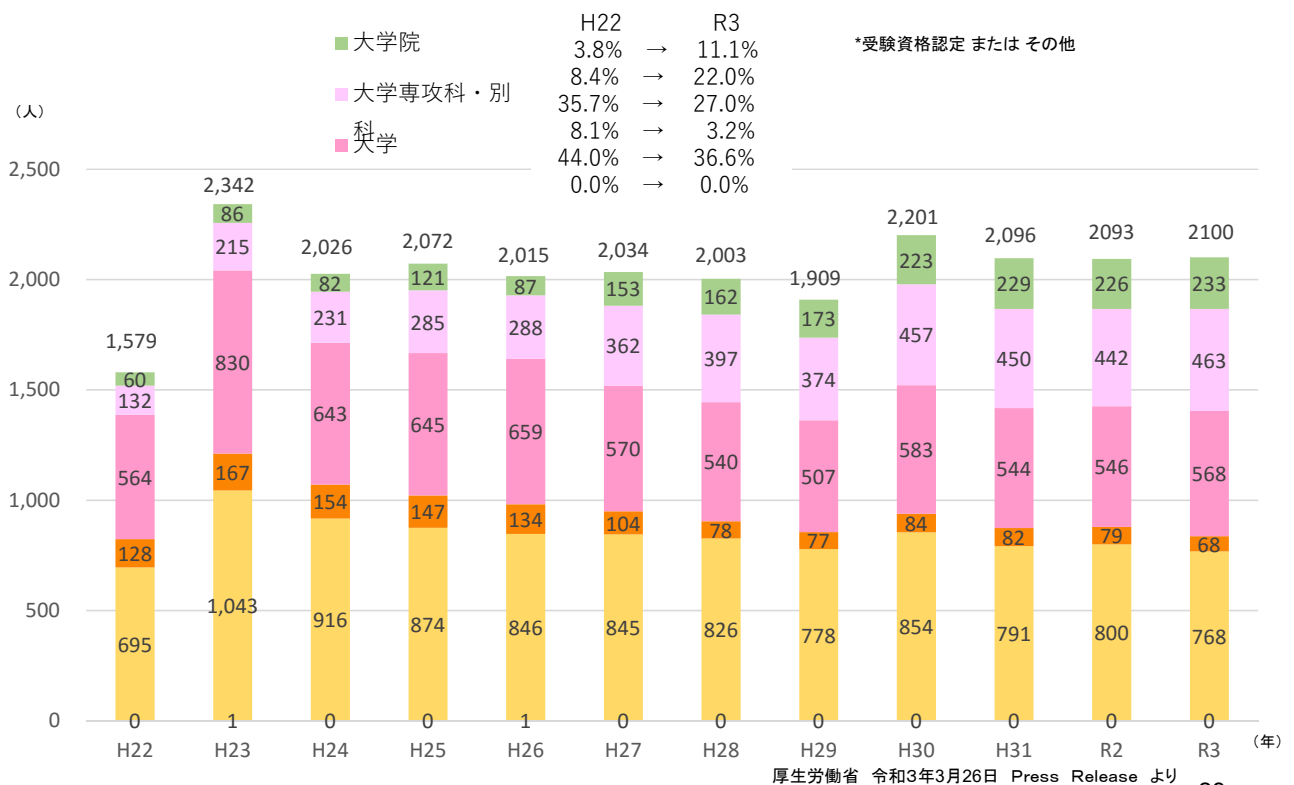
看護師国家試験合格状況（令和3年3月）



厚生労働省 令和3年3月26日 Press Release より

27

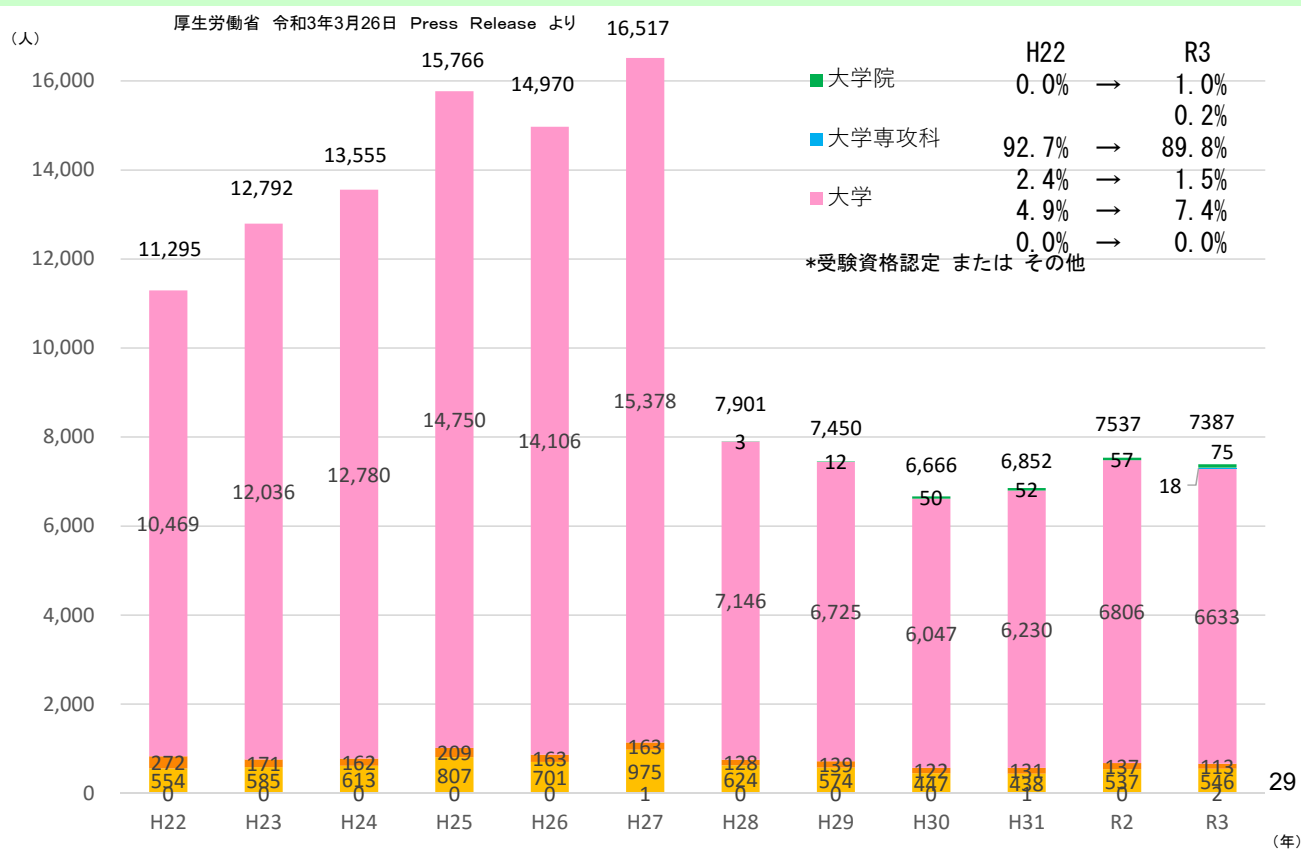
助産師国家試験合格状況（令和3年3月）



厚生労働省 令和3年3月26日 Press Release より

28

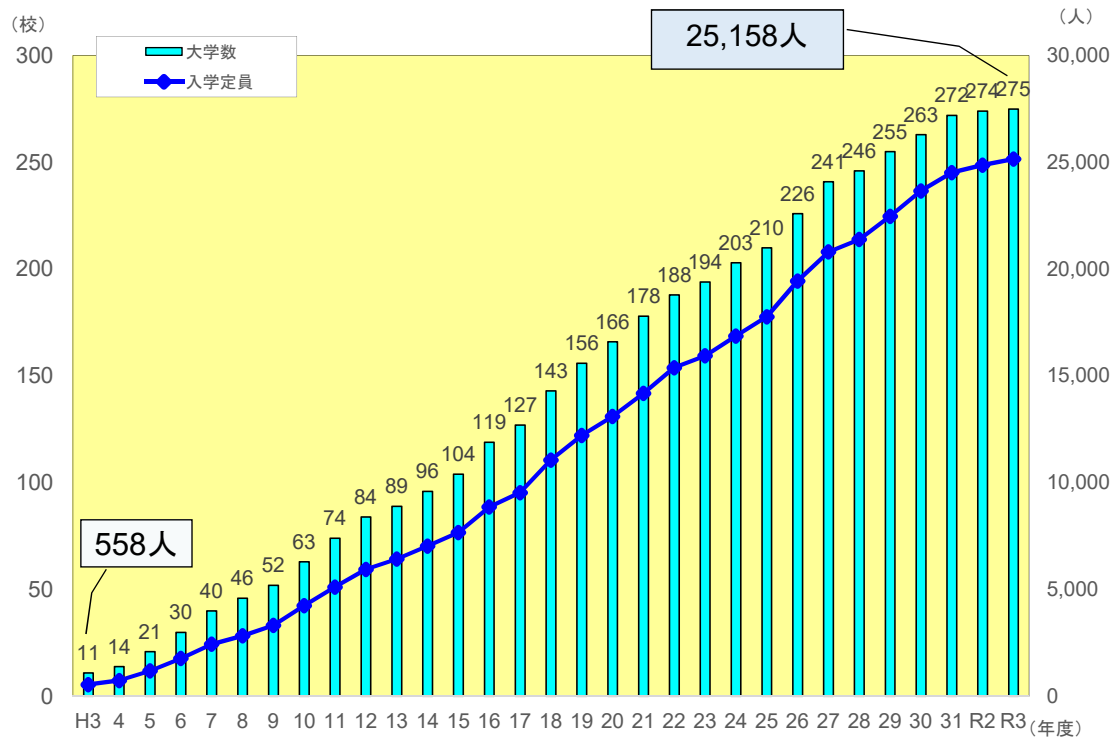
保健師国家試験合格状況（令和3年3月）



3. 看護系大学の現状

看護系大学数及び入学定員の推移（令和3年度）

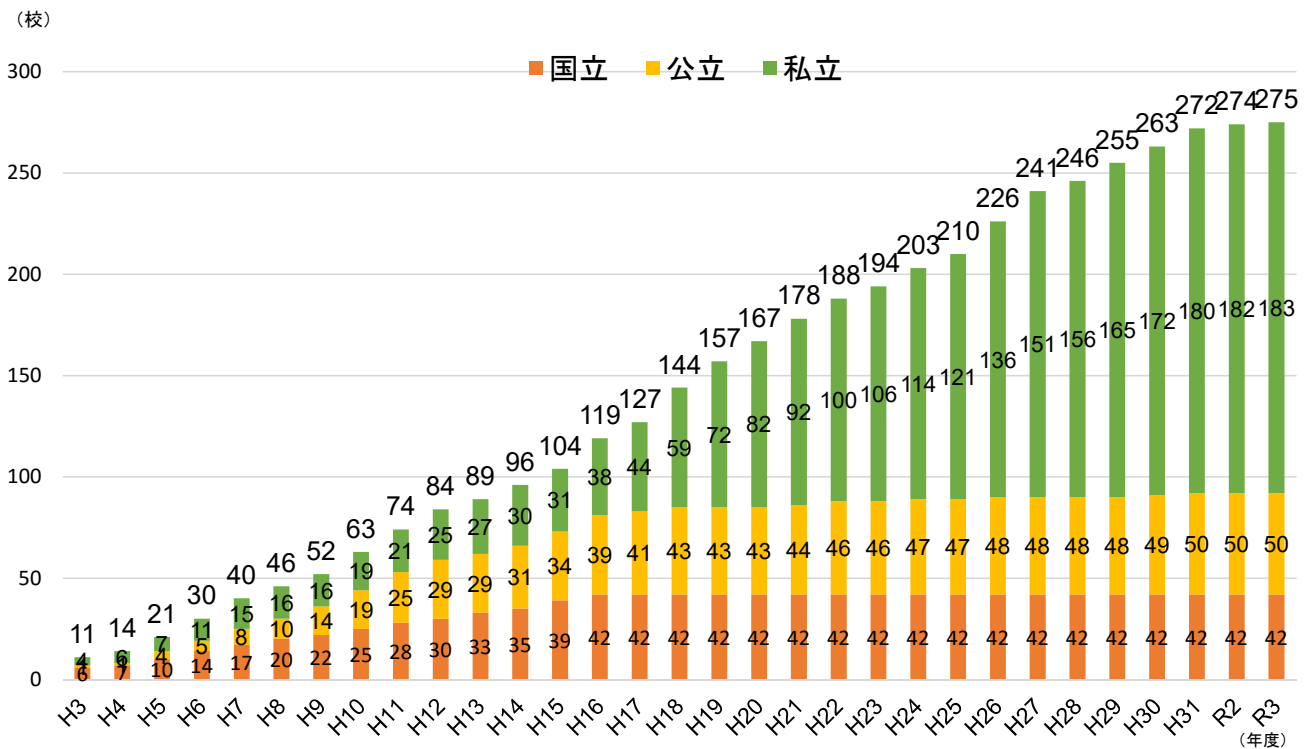
2021年度の教育課程数は、275大学、293課程(1大学で複数の教育課程を有する大学がある)



(文部科学省高等教育局医学教育課調べ)

31

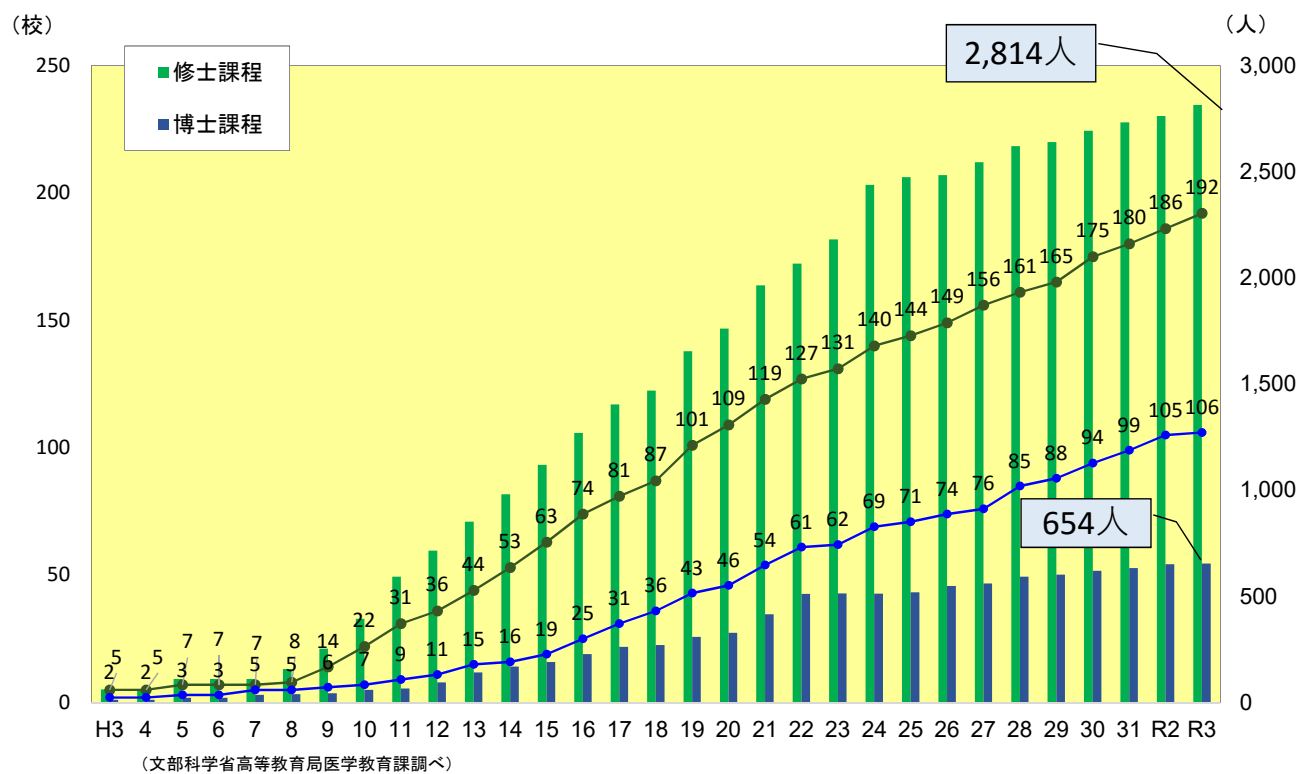
国公立別看護系大学推移（令和3年度）



(文部科学省高等教育局医学教育課調べ)

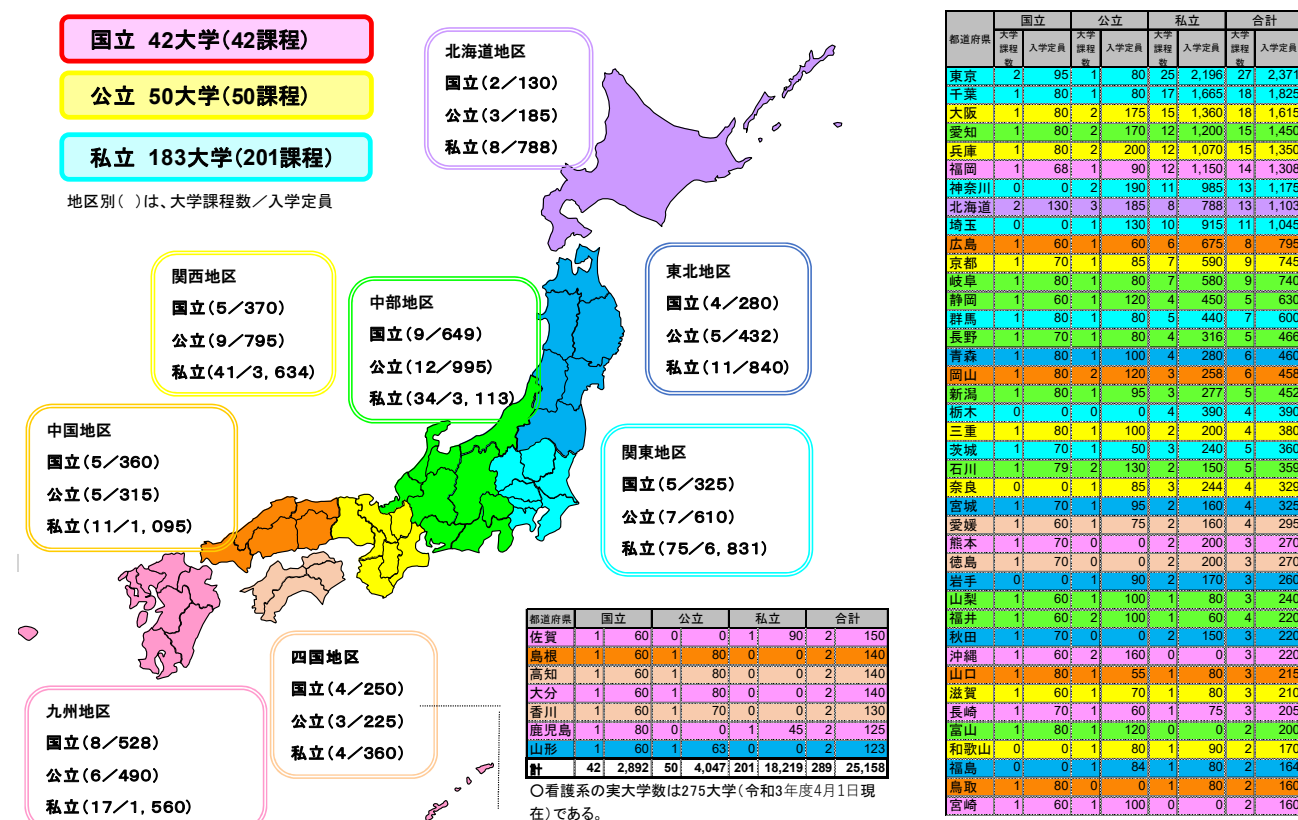
32

看護系大学院数及び入学定員の推移（令和3年3月現在）



(注) 平成16年度以後の修士課程には、専門職大学院1大学院(入学定員40名)を含む。 33

都道府県別看護系大学数（令和3年4月 275大学293課程※）



※293課程の中に、東京医療保健大学の募集停止中の東が丘看護学部看護学科1課程を含む

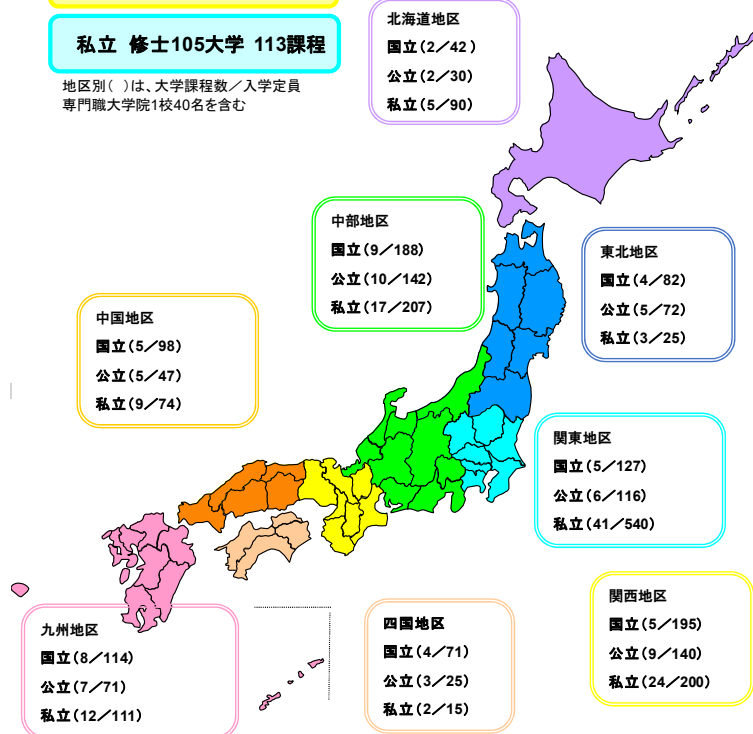
都道府県別看護系大学院数 修士課程（令和3年192大学202課程）

国立 修士41大学 42課程

公立 修士46大学 47課程

私立 修士105大学 113課程

地区別（ ）は、大学課程数／入学定員
専門職大学院1校40名を含む



都道府県	国立 修士課程数	国立 入学定員	公立 修士課程数	公立 入学定員	私立 修士課程数	私立 入学定員	合計 修士課程数	合計 入学定員
北海道	2	42	2	30	5	90	9	162
青森	1	30	1	20			2	50
岩手	1	24	1	15	1	3	3	42
宮城	1	12	1	10	1	10	3	24
秋田	1	16	1	12			2	28
山形	1	15	1	15			2	30
福島	1	15	1	6	6	3	8	27
茨城	1	15	1	6	3	118	4	137
栃木	1	50	1	8	2	12	4	70
群馬	1	20	1	20	2	25	5	65
埼玉	2	37	1	20	5	43	8	100
東京	1	25	1	50	21	265	23	340
神奈川			2	32	7	71	9	103
新潟	1	20	1	15	2	46	4	81
富山	1	16					1	16
石川	1	70	1	10	1	6	3	86
福井	1	12	2	18	1	10	4	40
山梨	1	14	1	10			2	24
長野	1	14	1	16	3	21	5	51
岐阜	1	8	1	12	2	22	4	42
静岡	1	16	1	16	1	10	3	42
愛知	1	18	2	45	7	92	10	155
三重	1	11	1	15	1	10	3	36
滋賀	1	16	1	8	1	6	3	30
京都	1	49	1	6	4	28	6	83
大阪	1	65	2	36	7	61	10	162
兵庫	1	54	2	53	9	67	12	174
奈良			1	10	2	28	3	38
和歌山			1	12			1	12
鳥取	1	14			1	5	2	19
島根	1	12	1	5			2	17
岡山	1	26	2	12	3	24	6	62
広島	1	34	1	20	5	45	7	99
山口	1	12	1	10			2	22
徳島	1	27			2	15	3	42
香川	1	16	1	5			2	21
愛媛	1	16	1	5			2	21
高知	1	12	1	15			2	27
福岡	1	20	1	12	10	89	12	121
佐賀	1	16					1	16
長崎	1	20	1	8			2	28
熊本	1	16			2	22	3	38
大分	1	10	2	27			3	37
宮崎	1	10	1	12			2	22
鹿児島	1	12					1	12
沖縄	1	10	2	12			3	22
合計	42	917	47	643	113	1262	202	2822

35

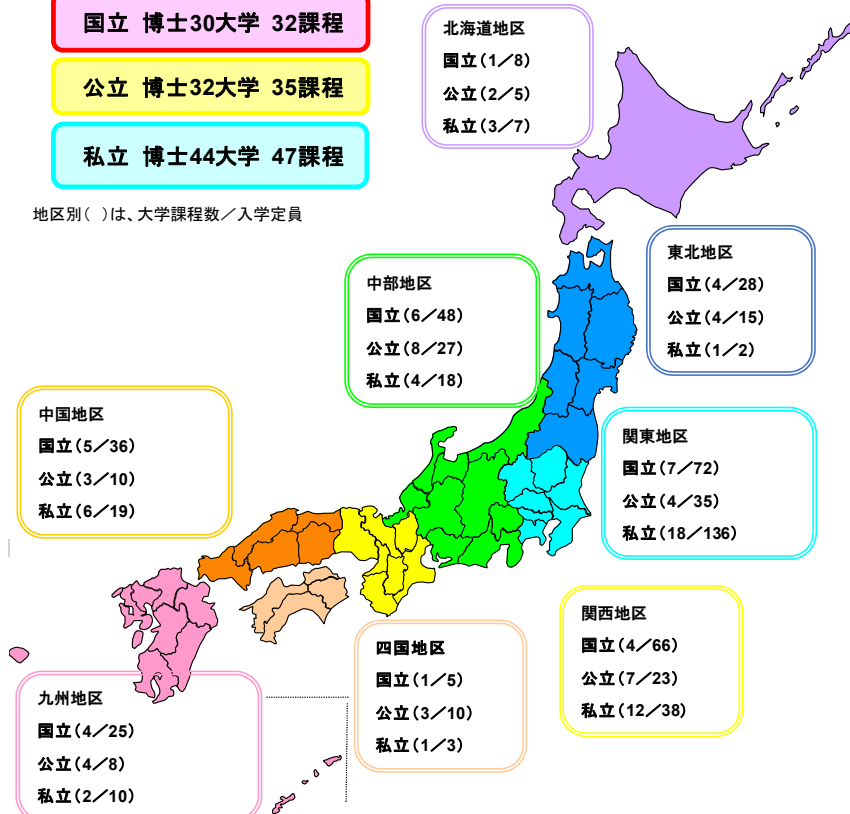
都道府県別看護系大学院数 博士課程（令和3年106大学114課程）

国立 博士30大学 32課程

公立 博士32大学 35課程

私立 博士44大学 47課程

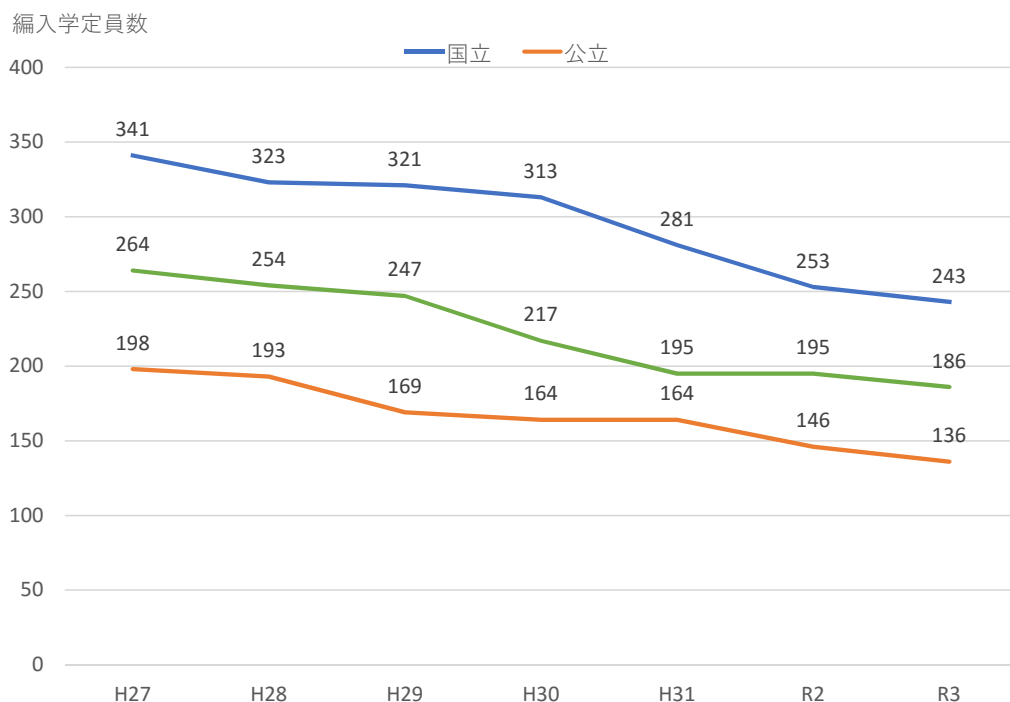
地区別（ ）は、大学課程数／入学定員



都道府県	国立 博士課程数	国立 入学定員	公立 博士課程数	公立 入学定員	私立 博士課程数	私立 入学定員	合計 博士課程数	合計 入学定員
北海道	1	8	2	5	3	7	6	20
青森	1	12	1	4			2	16
秋田	1	3			1	2	2	5
岩手			1	5			1	5
宮城	1	10	1	3			2	13
山形	1	3	1	3			2	6
福島	1	8	1	5			2	13
茨城	1	10	1	2			2	12
群馬	1	10	1	2			2	12
栃木					2	52	2	52
埼玉	2	14			1	7	3	21
東京	3	40	1	22	12	64	16	126
神奈川			1	6	3	13	4	19
新潟	1	6	1	3	1	3	3	12
富山	1	3					1	3
石川	1	25	1	3			2	28
山梨	1	4	1	3			2	7
長野	1	4	1	4			2	8
岐阜	1	4	1	2			2	6
静岡	1	6	1	3	1	5	3	14
愛知	1	6	2	9	2	10	5	25
三重	1	3					1	3
滋賀	1	15	1	3	2	6	4	24
京都	1	23	2	8	3	11	6	42
大阪	1	25	3	9	7	21	11	55
兵庫			1	3			1	3
和歌山	1	4					1	4
鳥取	1	2	1	2			2	4
島根	1	10	1	5	2	5	4	20
岡山	1	15			4	14	5	29
広島	1	5	1	3			2	8
山口	1	5					1	5
徳島	1	5			1	3	2	8
香川			1	2			1	2
高知			2	8			2	8
福岡	1	10			2	10	3	20
佐賀	1	6					1	6
熊本			2	4			2	4
大分			1	2			1	2
宮崎	1	6					1	6
鹿児島	1	3	1	2			2	5
沖縄								
合計	32	288	35	133	47	233	114	654

36

編入学定員の推移



37

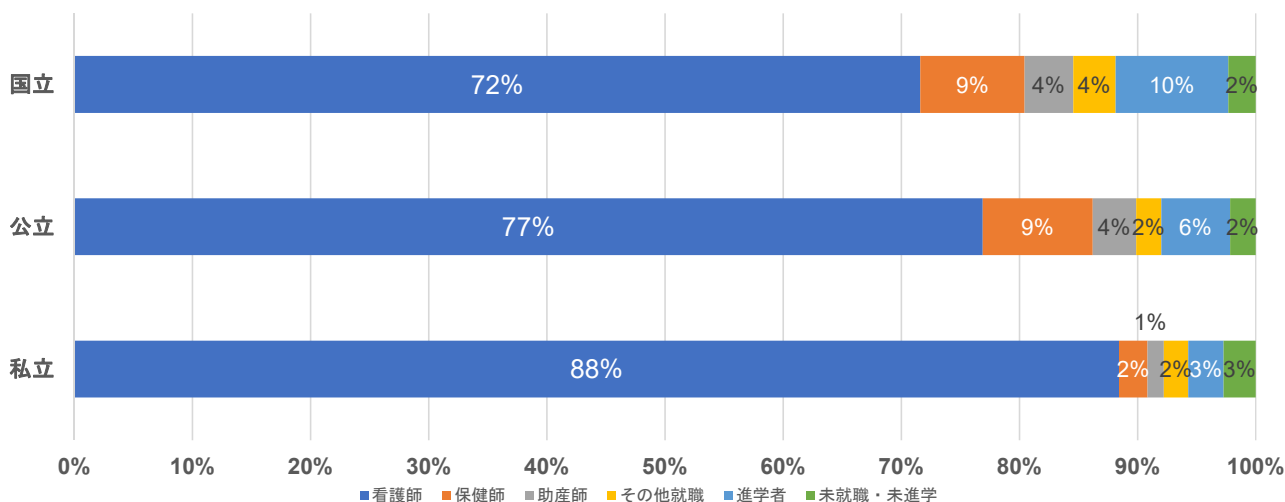
入学定員と編入学定員の推移

設置主体 編入年次		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		H31 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)	
		編入学 定員	入学定員	編入学 定員	入学定員	編入学 定員	入学定員	編入学 定員	入学定員	編入学 定員	入学定員	編入学 定員	入学定員	編入学 定員	入学定員
国立	2年	0		0		18		18		18		12		12	
	3年	341	2,894	323	2,894	303	2,894	295	2,893	263	2,893	241	2,893	231	2,892
	4年	0		0		0		0		0		0		0	
公立	2年	10		10		10		10		10		0		0	
	3年	188	3,842	183	3,842	159	3,854	154	3,902	154	4,042	146	4,042	136	4,047
	4年	0		0		0		0		0		0		0	
私立	2年	44		39		19		19		19		19		19	
	3年	220	14,078	215	14,658	228	15,738	198	16,875	176	17,590	176	17,943	167	18,219
	4年	0		0		0		0		0		0		0	
合計	2年	54		49		47		47		47		31		31	
	3年	749	20,814	721	21,394	690	22,486	647	23,670	593	24,525	563	24,878	534	25,158
	4年	0		0		0		0		0		0			

(単位:人) 38

看護系大学卒業者の卒業状況（平成31年5月）

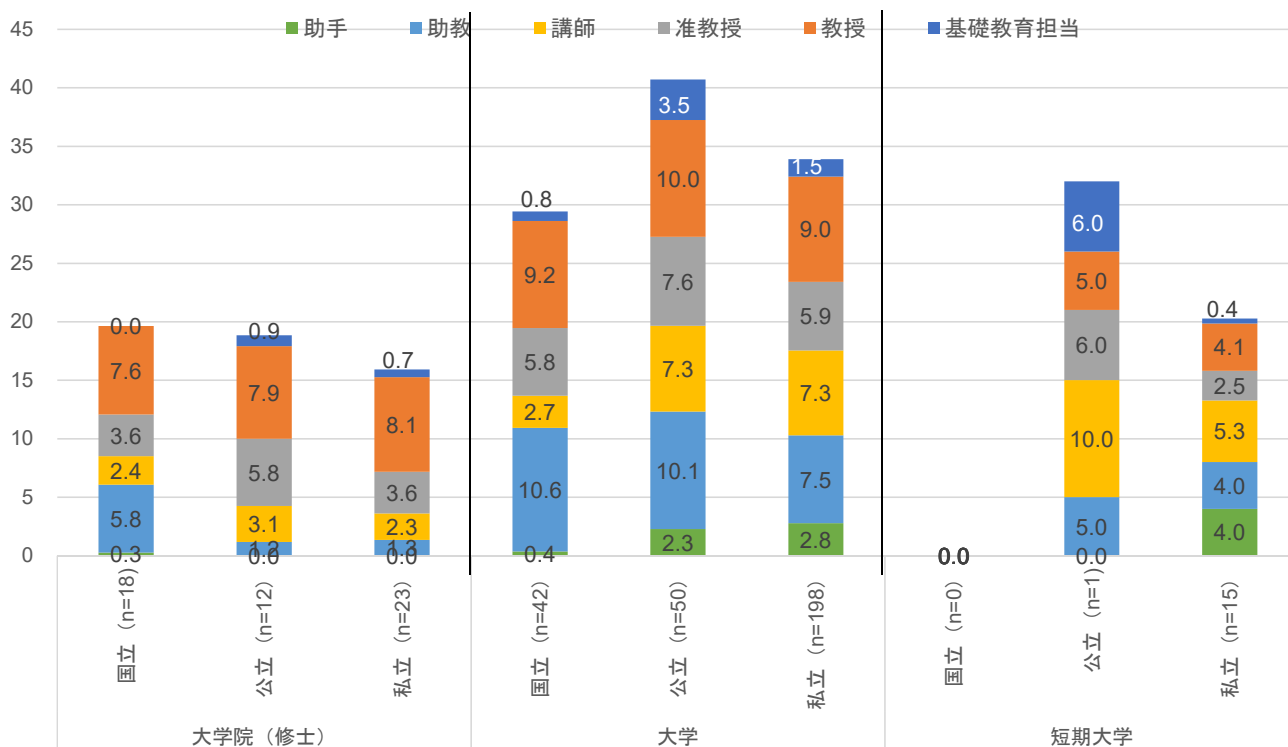
	課程数	卒業者数	卒業者の内訳						
			就職者数	看護師	保健師	助産師	その他就職	進学者	未就職・未進学
国立	42	2,335	2,587	2,102	259	121	105	280	68
公立	50	3,896	3,585	2,996	363	143	83	227	84
私立	197	14,462	13,637	12,790	348	199	300	433	392
合計	289	21,293	19,809	17,888	970	463	488	940	544



出典：令和2年度概況調査（令和2年5月1日時点）

39

看護系大学の指定学科等における平均専任教員数等（R2年5月）



脚注 *1：「基礎教育担当」は、職位（教授、准教授、講師、助教、助手）の合計

*2：「教授」「准教授」「講師」「助教」「助手」は、専門教育科目担当

出典：令和2年度概況調査（令和2年5月1日現在）

40

4. 2021年度予算 (医学教育課所管)

41

先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

令和3年度予算額：12億円（15億円）

課題

近年我が国では、人生百年時代を見据え、国民の健康寿命の延伸に向けて、ICTの活用や多職種連携の推進により、個人・患者本位の新しい健康・医療・介護システムを構築していくことが求められている。

対策

このような課題に対応し、将来にわたって国民に質の高い保健医療サービスを提供していくため、大学・大学病院における先進的で高度な医療を支える人材の養成や、新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進する。

先進的医療イノベーション人材養成事業

我が国の医療・健康水準の向上のため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、**新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成**する。

- | | |
|--|--------------|
| ○ 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト
(保健医療分野における人工知能(AI)技術開発を推進する医療人材の養成) | 2.0億円(2.0億円) |
| ○ 医療データ人材育成拠点形成事業
(医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを利活用できる人材の育成) | 1.6億円(1.7億円) |
| ○ 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン
(ゲノム医療従事者、希少がん及び小児がんに対応できる医療人材等の養成) | 4.6億円(7.0億円) |

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

社会から求められる多様な医療ニーズに対応するため、大学・大学病院において**高度な専門性を有する医療人材を養成するための教育プログラムを構築し、国内への普及**を図る。

- | | |
|--|--------------|
| ○ 課題解決型高度医療人材養成プログラム (5領域) | 2.6億円(3.2億円) |
| ○ 基礎研究医養成活性化プログラム (法医学や病理学分野等における基礎研究医の養成と確保) | 0.7億円(0.6億円) |

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

我が国の保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人を養成していくため、**大学・大学病院における医療人養成の在り方について検討するための調査研究を実施**する。(医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究等)

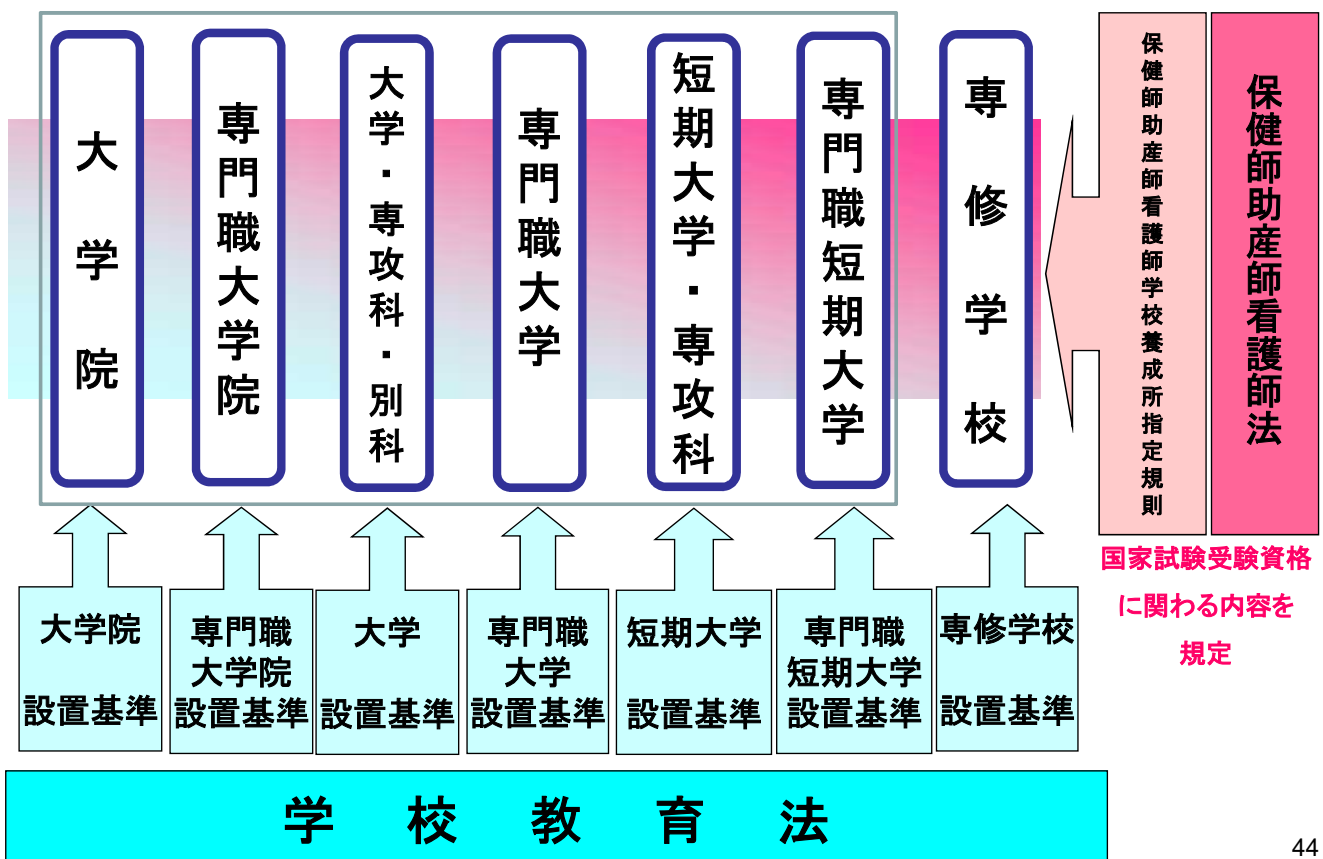
0.3億円(0.7億円)

※()の数値は、前年度予算額である。 ※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある

5. 看護学教育行政の動き

43

高等教育機関の設置基準と看護職資格制度との関係



44

学校教育法等における各教育機関の目的

専修学校	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの (学校教育法 第二百二十四条)
大学	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 (学校教育法 第八十三条)
専攻科	大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。 (学校教育法 第九十一条第二項)
別科	大学の別科は前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。 (学校教育法 第九十一条第三項)
修士課程	修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。(大学院設置基準 第三条)
専門職大学院	専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする (専門職大学院設置基準 第二条)
専門職大学	前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする (学校教育法 第八十三条の二)

45

高等教育機関の各設置基準における教育課程の編成方針

専修学校	第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。
大学	第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
修士課程	第十一条 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
専門職大学院	第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勧案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
専門職大学	第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勧案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

46

- (1)医師 (2)歯科医師 (3)薬剤師
 (4)看護師 (5)保健師 (6)助産師
 (7)診療放射線技師 (8)臨床検査技師
 (9)理学療法士 (10)作業療法士
 (11)視能訓練士 (12)言語聴覚士
 (13)臨床工学技士 (14)義肢装具士 (15)救急救命士
 (16)歯科衛生士 (17)歯科技工士
 (18)あん摩マッサージ指圧師
 (19)はり師 (20)きゅう師 (21)柔道整復師
 (22)社会福祉士 (23)介護福祉士 (24)精神保健福祉士
 計24資格者

47



看護師学校等の指定、変更承認申請及び変更届出

1. 指定申請
2. 変更承認申請
 - ①課程、修業年限及び入学定員の変更
 - ②教育課程の変更
 - ③校舎の各室の用途及び面積の変更
 - ④実習施設の変更
3. 指定取消し申請
4. 変更の届出(設置者、名称、位置など)
5. 報告(学生募集停止)

設置基準にかかる新規の申請が含まれる入試の関係から5月末申請が望ましい

①、②: 学生受入れの前年度の5月末、7月末、もしくは10月末までに申請
 ③、④: 承認を受けようとする日から起算して3か月前まで

令和3年度は、指定規則の改正に伴い全養成学校の変更承認申請を4期に分け受け付け中

*** 申請・届出をする際は、必ず最新の「文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請等提出書類の作成手引き」を参照**

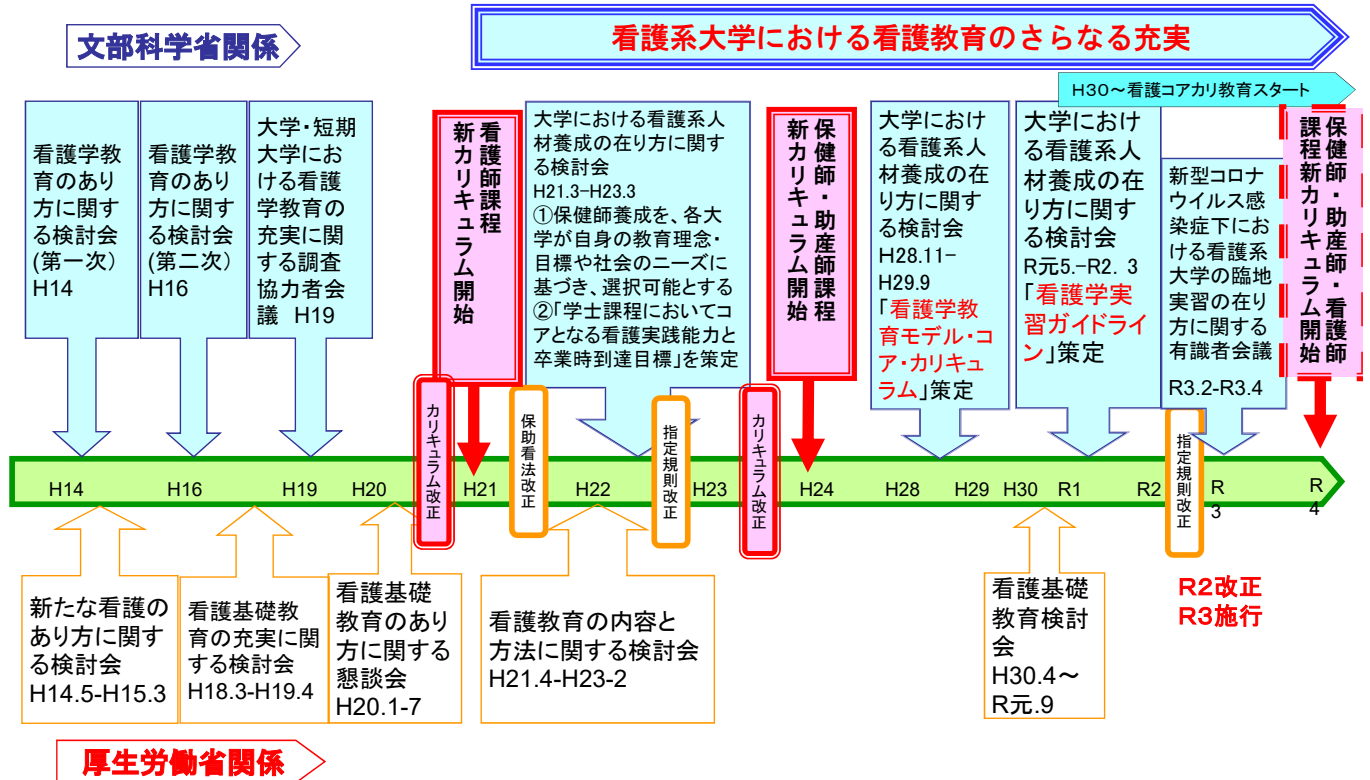
(文部科学省ホームページに掲載) https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_igaku-000006022_1.pdf

*** 文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の提出方法の変更について(通知) (高等教育局長通知, 令和2年8月28日) →押印不要で書類はすべて電子データで提出**

48



近年の看護師等養成制度改革及び看護教育行政の動き



49

新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の臨地実習の在り方に関する有識者会議

1. 目的

新型コロナウイルス感染症下における学士課程の臨地実習の教育の質の維持および効果的な方法について、意見を聴取し取りまとめる。

2. 検討事項

- ① 臨地での実習の実現に関する課題
- ② 臨地以外の場合で代替とした場合の教育の質の維持に関する課題
- ③ 教育力の向上に関する課題

3. 期間

令和2年2月12日～令和3年4月30日

今西 裕子	大阪府済生会中津病院院長補佐
副座長 大塚 真理子	宮城大学看護学群教授
岡島 さおり	公益社団法人日本看護協会常任理事
片田 範子	関西医科大学看護学部長・研究科長・教授
鎌倉 やよい	日本赤十字豊田看護大学学長・教授
小見山 智恵子	東京大学医学部附属病院副院長・看護部長
鈴木 美和	三育学院大学看護学部教授
菱沼 典子	三重県立看護大学理事長・学長
藤野 ユリ子	福岡女学院看護大学看護学部教授
村上 明美	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部長・教授
座長 和住 淑子	千葉大学大学院看護学研究院附属看護実践・教育・研究共創センター長・教授

計11名 ※50音順・敬称略

報告書概要

背景

- コロナによって臨地実習の実施が困難に
文部科学省2月28日・6月1日付け事務連絡で実習施設の確保
困難時、実習施設の変更や演習・学内実習によって必要な知識・
技術の修得をして差し支えない旨通知
- 大学で代替措置を含め様々な工夫が実施され、学士課程の看護実践能力の質的水準の保証が課題
- 学士課程の代替措置を含めた臨地実習の教育の質の
維持と効果的な方法について有識者会議を開催し報告
書を作成

51

基本的考え方

- 臨地実習は学内の学びを「実践できる」段階まで到達させる学修、かつ、生活のリアリティや倫理的課題の苦悩など臨地でしか学べない事項があり必要不可欠
- 質の高い医療人輩出という社会的使命を有する大学は、未来の医療専門職者に看護実践能力が継ぎ目なく修得されるよう、実習施設と臨地実習の実施方法について協働することがまずもって重要
- 学生の学修の質の保証のため、学内実習等の代替措置を含めた学修方法の検討が必要

52

課題ごとの推奨される取り組み

①臨地での実習の実現に関して

- ・ 臨地での実施が困難となったが、大学と実習施設でコミュニケーションをとることで臨地での実習の実現に余地があり

⇒以下にある感染管理の基本方針を定めるなど、実習機会が確保されるよう大学と実習施設がコミュニケーションを重ね検討することが必要

- ・ 学生の健康管理方法、施設内の感染管理方法、感染者発生時対応、感染リスクパターンの把握など、複数の大学・病院で「基本方針」を作成
- ・ 病院内の感染管理は職員も学生も同じで良いとの考えのもと実習を実施
- ・ 施設内で感染者が発生した場合のフローチャートや責任の所在を予め決定
- ・ 感染拡大のリスクとなるパターンを把握し、実習施設、大学等で共有

53

②実習を代替した場合の教育の質の維持に関して

- ・ 臨地も含めた教育のデザインの方法が課題

⇒臨地での実習が困難となっても、以下のような取り組みによって必要な看護実践能力が修得されるよう科目内・科目間で調整・工夫することが必要

- ・ 臨地以外で学べることと、臨地でしか学べないことを整理し、科目を構成
- ・ 科目間で学ぶべき要素を調整・整理し必要な看護実践能力の修得を目指す
- ・ 模擬病棟、地域の療養者の活用、ICTの活用等、新規・既存の資源を組み合わせ必要な学修内容を保証
- ・ 臨地実習先の協力を得て、実際の場で起こりうる事例の準備と学内環境づくりを行い、時間的制約がある条件下で情報収集能力や状況判断能力を育成
- ・ 大学間で教育事例を共有し、教育の質を向上

54

③教育力の向上に関して

- シミュレーション教育やロールプレイ、地域の資源活用において教員の教育力が教育の質に影響しうることが課題

⇒以下のように教材・教育手法の知見や経験を共有し、教員の資質向上に継続的に取り組むことが重要

- ロールプレイやシミュレーション教育は、教育者の看護実践経験が反映されるため各教員の看護実践能力を向上させるとともに複数の教員によって教材開発を実施
- 療養経験者など地域資源の活用の際には、人的資源発掘経験の豊富な教員のノウハウを共有
- 集中治療室の実習が困難な場面においては患者に負担なく学修が可能なバーチャルリアリティ（VR）等の手法を活用

6. 資料

看護系大学の教職員の皆様へ （令和2年9月9日事務連絡内容より）

文部科学省では、医療系学部において、**薬害防止に関する教育**がなされるよう
をお願いしております。

特に、学生だけでなく教職員を含め、**薬害被害にあわれた方の意見・体験等を
直接聞く機会**を設け、**適切な医療倫理・人権学習等の授業や、複数回にわたり
様々な薬害被害者の声を聞き、再発防止について議論をする授業等**を積極的に実
施されるよう御検討願います。

薬害問題に対する各大学の取組状況（％）

令和2年度調査	看護学部	医学部	薬学部
薬害被害につ いて学ぶ授業	実施している	86%	98.8%
	検討中	10%	0%
	実施していない	3%	1.2%
薬害被害者の 声を聞く授業	実施している	22%	60%
	検討中	28%	17%
	実施していない	49%	22%

授業や職員研修等
の実施に当たっ
て、**全国薬害被害
者団体連絡協議会**
に講師派遣の御協
力をいただけま
す。

講師派遣窓口
yakuhiren.lecturer
@gmail.com